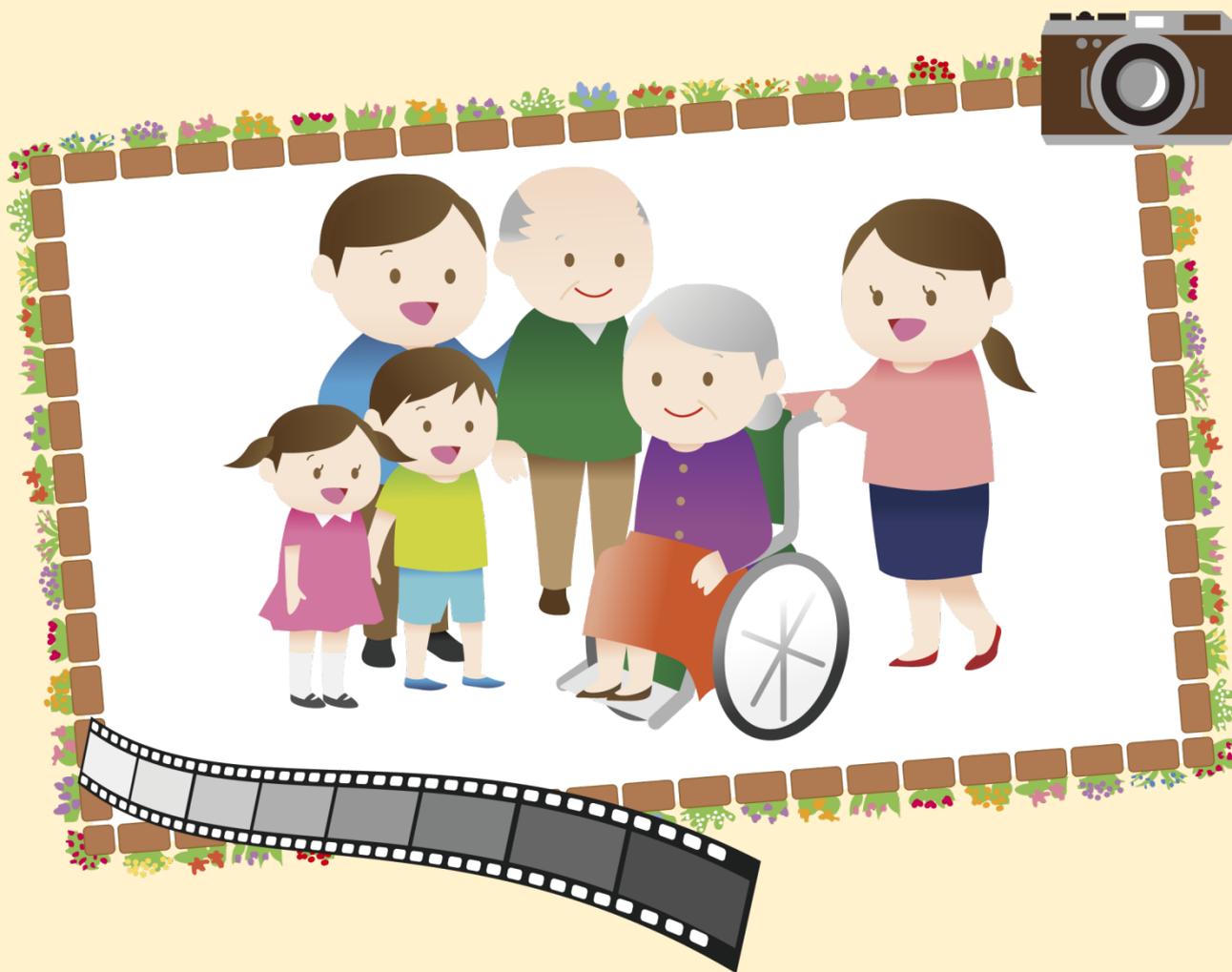


第2次

川根本町地域福祉活動計画

ぬくもりとふれあい
～だれもが健やかに暮らせるまちをつくろう～



平成27年度～平成31年度

社会福祉法人
川根本町社会福祉協議会



フクシ君

表紙は別ファイル

はじめに（会長あいさつ）

川根本町の最近の嬉しい出来ごとの一つに、南アルプスとその周辺地域がユネスコエコパークに登録されたということが挙げられます。このことは私たちが住むこの大井川流域、川根地域が、エコパークの認定条件である「人と自然の調和と共生」ができていているという国際的なレベルでの評価がされたということです。もう一つの出来ごとは、静岡県の女性の“お達者度[※]”第1位に川根本町が、また男性は第3位に認定されたということです。この健康長寿の町が作られてきた背景は、自然環境に恵まれ、豊かな人間性が育まれてきた川根に住んでいることによる安らぎがあること、沢山のお茶を飲む習慣が重病疾患の発生を抑えているということが大きな要因ではないかと言われています。まさに「人と自然の調和と共生」を“お達者度”というデータの上でも証明していると言えるでしょう。



私たちは、この健康長寿の町・川根茶の町・南アルプスユネスコエコパークの町というブランドにさらに磨きを掛け、日本一の住みやすい町、誇れる町を創りあげていきたいものと思います。

さて、川根本町社会福祉協議会は、現在、行政（川根本町役場）が策定した「地域福祉計画」に基づき、平成21年度からの「第1次地域福祉活動計画」および、平成25年度からの組織変更に伴う事業の見直しによる活動を展開してきておりますが、組織運営の安定化が図られてきたことから、今回新たに平成27年度からの「第2次地域福祉活動計画」を策定しました。

社会福祉協議会[※]は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法的に定められておりますが、川根本町は現在高齢化率が県下最高の44%に達しており、今後さらに人口の減少化傾向が進むことを予測すると、当社協としては従来の施策の踏襲ではない新たな対応が必要になってきているものと思います。難しい課題ではある一方で、川根本町は前述しましたように“お達者度”では屈指の優良健康長寿の町でもあることから、工夫次第では他市町に先がけた福祉の充実した町づくりができる可能性も持っていると言えます。

このような意図から、今回の地域福祉活動計画の策定に当たっては職員自らが問題意識を持ち、町民の皆様や各種機関・団体のご意見を伺い、「手づくり」で実践計画を作り上げました。

同時に、目標達成のため“町民全員参加型”で町民の皆様と一緒に“福祉の町をつくろう”と呼びかけをしているところが当地域福祉活動計画の特徴となっております。

「ぬくもりとふれあい～だれもが健やかに暮らせるまちをつくろう～」の基本理念の下に3つの呼びかけ、「安心して暮らせる福祉のまちをつく（造）ろう」、「地域福祉を支える担い手をつく（作）ろう」、「共に思いやる支えあいの輪をつく（創）ろう」の“3本の矢”で活動のビジョンを表しました。

平成27年度からの活動推進にあたって、町民の皆様をはじめ、行政・関係機関、各種団体等の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導とご協力を頂きました策定委員ならびに関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会
会長 原田全修

目次

∞∞	第1章 地域福祉活動計画の概要	∞∞	1
	第1節 計画策定の趣旨		3
	第2節 計画の位置付けと計画の期間		4
	第3節 計画の策定経過		5
∞∞	第2章 現 状	∞∞	9
	第1節 川根本町の状況		11
	第2節 川根本町の福祉の状況		11
	第3節 川根本町社会福祉協議会の状況		12
∞∞	第3章 地域福祉活動計画の基本理念と目標	∞∞	13
	第1節 基本理念		15
	第2節 基本目標		16
	第3節 重点目標		17
∞∞	第4章 地域福祉活動計画の体系	∞∞	19
∞∞	第5章 地域福祉活動計画の内容	∞∞	23
	基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちをつくろう		25
	重点目標1 地域生活を支援する事業の充実		25
	重点目標2 情報提供の充実		29
	重点目標3 福祉ニーズの把握		31
	基本目標2 地域福祉を支える担い手をつくろう		33
	重点目標4 ボランティアの育成と人材の確保		33
	重点目標5 災害ボランティアの育成と体制の整備		36
	重点目標6 小地域活動の充実		38
	重点目標7 福祉教育の充実		40
	重点目標8 福祉関係団体の活動支援		43
	基本目標3 共に思いやる支えあいの輪をつくろう		45
	重点目標9 介護保険居宅（在宅）サービスの充実		45
	重点目標10 障がい福祉サービスの充実		48
	重点目標11 介護予防サービスの充実		51
∞∞	第6章 当社協の発展・強化への取り組み	∞∞	53
∞∞	資料編	∞∞	57
	●統計資料（地域を取り巻く現状）		59
	●アンケートの概要		70
	●第1次地域福祉活動計画の評価		71
	●川根本町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱		78
	●用語解説		79

本文中に※印が付いている語句は、P79以降に用語解説があります。

∞∞ 第1章 地域福祉活動計画の概要 ∞∞

第1節 計画策定の趣旨

人口減少社会に突入した我が国では、少子化と高齢化、生産年齢人口の減少が長期間にわたって続くものと予想され、社会の秩序を維持してきた従来からのあらゆる仕組みが実態に沿わなくなってきたております。都市部では近隣住民同士の関係が希薄化し、また地域社会への関心が低下しており、現在の社会保障や公的な福祉サービスだけでは、将来安心して暮らすことができないという不安を多くの方が抱えています。

高齢者、障がいのある人などの生活上の支援を必要とする人たちは、一層厳しい状況に置かれています。また、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなどの新しい課題が社会問題となっています。

川根本町においても人口は減少し続けており、核家族化や高齢化が進行し、かつての三世帯同居世帯は減少するなど、私たちの生活様式は多様化しています。社会環境の悪化は、私たちの暮らしをさらに厳しいものにしていきますが、住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいという願いは、ますます強くなっていくものと思われまます。

このような私たちの願いをかなえる位置づけとして、社会福祉法の基本理念の中で「その人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現」という幸せづくりを掲げています。

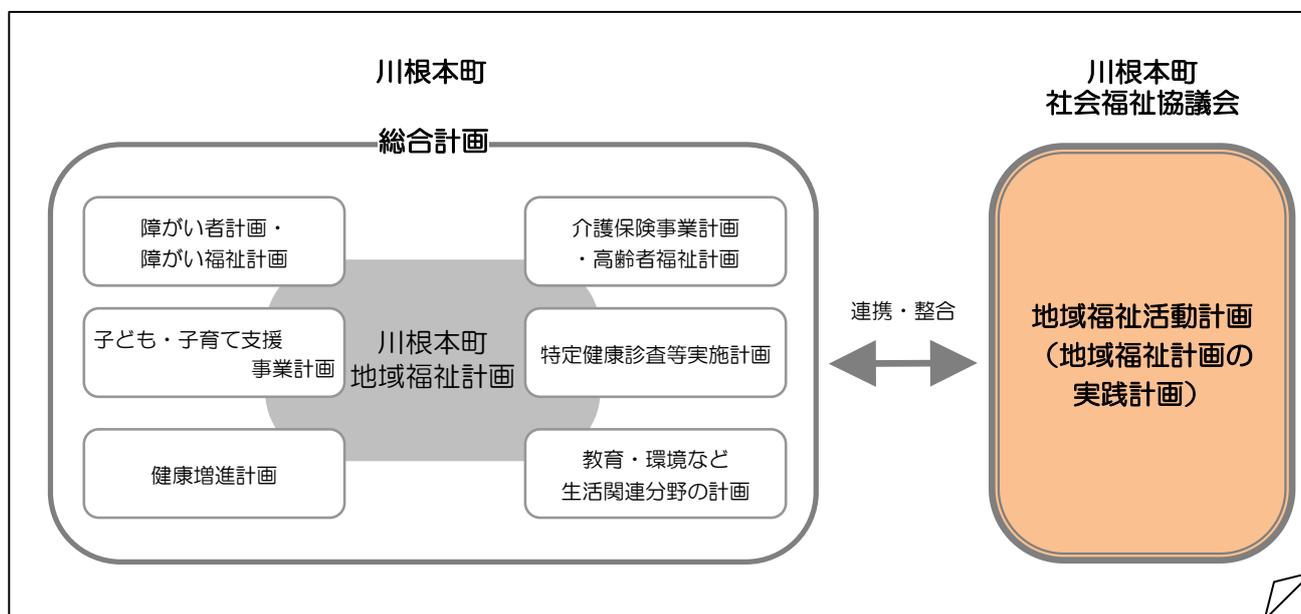
社会福祉協議会は、地域福祉推進組織の中核として、一層の地域福祉の増進に努めていく責務があります。そのため、地域住民同士の活動を活発にして、行政のサービスと組み合わせ、行政だけでは解決できない地域福祉の問題を地域全体で解決することを目指した「福祉のまちづくり」を進めていかなければなりません。

川根本町社会福祉協議会（以下、「当社協」という）は、健康で豊かな生活を基盤に安定した活力のある福祉社会をつくるために、平成21年3月に第1次地域福祉活動計画を策定しました。経営の悪化に伴う諸問題の影響により、計画に基づく事業展開は難しい状況がありましたが、経営改革も軌道に乗り始めてきたことから、川根本町の地域福祉活動を取り巻く現状や課題を整理し、今後展開する事業をとりまとめ、新たに第2次地域福祉活動計画を策定することとしました。

この計画は、第1次地域福祉活動計画が機能しなかった反省を踏まえ、今後の当社協の活動指針として位置づけるものです。

第2節 計画の位置付けと計画の期間

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の活動指針であり、社会福祉協議会は地域福祉の主な推進役であることから、行政の策定する地域福祉計画との整合を図りながら策定するものです。



地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条で定められる市町村社会福祉協議会が、地域福祉を推進する目的で策定する計画です。

地域福祉計画とは

行政計画（市町村が策定するもの）で社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、新たな社会保障制度の構築や、行政の施策の変化により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第3節 計画の策定経過

1 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、当社協職員自ら調査票を練り、地域住民および中学生高校生に対してアンケート調査を実施したほか、当社協に關係する9団体に対してヒアリングを実施し、地域福祉を取り巻く現状と課題を把握しました。その後、当社協職員による実行委員会を組織し、第1次地域福祉活動計画の評価や第2次地域福祉活動計画骨子の作成、素案の作成などを進めました。これらは、当社協職員と外部へ委嘱した策定委員の皆さまが基本目標別にグループで議論する場として設置した策定小委員会の場で検討され、さらに5回にわたる策定委員会で議論されました。こうした経緯により、当社協職員の手づくりによる第2次地域福祉活動計画を策定しました。

地域福祉活動計画策定委員名簿

区分	選出区分	氏名	備考
委員長	川根本町手をつなぐ育成会	松下昌平	会長
副委員長	川根本町（福祉課）	海老名重徳	福祉課福祉室長
策定委員	川根本町民生委員児童委員※協議会	下嶋俊孝	本川根副支部長
策定委員	川根本町区長連絡会	池下長三郎	会長
策定委員	川根本町いきいきクラブ連合会	堤 弘司	理事
策定委員	川根本町ボランティア※連絡会	遠藤昌子	日赤奉仕団委員長
策定委員	社会福祉施設関係（あかいしの郷）	澤本英季	施設長
策定委員	教育関係（川根本町校長会推薦）	勝山庄司	中川根中学校教諭
策定委員	特定非営利法人関係（NPOかわね来風）	浜谷友子	事務局長
策定委員	川根本町商工会	勝山明男	事務局長
策定委員	学識経験者	松下君江	
策定委員	学識経験者	八木應憲	
策定委員	学識経験者	芹澤一志	

2 会議等の開催経緯

(1) 策定経過

日程	概要
平成26年3月～	全体工程の検討 アンケート調査票の検討
平成26年6月19日(木)	アンケート調査票発送（地域住民、中学生・高校生アンケート）
平成26年7月7日(月)	アンケート調査票回収（地域住民、中学生・高校生アンケート）
平成26年8月6日(水) ～8月12日(火)	当社協関係団体ヒアリング
～平成26年9月	入力・集計・分析・報告書作成
～平成26年10月	第1次地域福祉活動計画の評価
～平成26年12月	第2次地域福祉活動計画の骨子案作成
～平成27年3月	第2次地域福祉活動計画の策定

(2) 地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉活動計画策定小委員会（職員と策定委員による個別の施策協議）

開催日	会場	協議事項
第1回策定委員会 平成26年8月27日(水)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	地域福祉活動計画の策定について 策定委員会の運営スケジュールについて アンケート調査について 団体ヒアリングについて 地域福祉活動計画の編集について その他
第2回策定委員会 平成26年10月7日(火)	川根本町山村開発センター 大会議室	第1次地域福祉活動計画の実施評価について アンケート調査について 団体ヒアリングについて その他
第1回小委員会 平成26年11月26日(水)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	基本目標1について 基本目標2について 基本目標3について 組織・運営について
第2回小委員会 平成26年12月5日(金)	川根本町高齢者 デイサービスセンター※	基本目標1について 基本目標2について 基本目標3について 組織・運営について
第3回策定委員会 平成26年12月18日(木)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	地域福祉活動計画の策定について その他
第3回小委員会 平成27年2月13日(金)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	基本目標3について
第4回小委員会 平成27年2月16日(月)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	基本目標1について 基本目標2について
第4回策定委員会 平成27年2月25日(水)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	地域福祉活動計画の策定について その他
第5回策定委員会 平成27年3月18日(水)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	地域福祉活動計画の策定について その他

(3) 実行委員会

(職員による施策協議)

開催日	会場	実行委員
平成26年10月21日(火)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	当社協会長 事務局長 介護事業グループ長 地域福祉事業担当職員7名 みどりの丘職員2名 生きがい活動援助員2名 介護支援専門員*1名 介護職員6名 介護事務職員1名
平成26年10月28日(火)		
平成26年11月4日(火)		
平成26年11月11日(火)		
平成26年11月18日(火)		
平成26年11月25日(火)		
平成26年12月2日(火)		
平成26年12月9日(火)		
平成26年12月16日(火)		

(4) 当社協関係団体ヒアリング

開催日	会場	団体名
平成26年8月6日(水)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	夕宮ほのぼの会(高郷地区)
		川根本町いきいきクラブ連合会
		川根本町遺族会
		川根本町赤十字奉仕団
平成26年8月8日(金)	川根本町文化会館 保健研修室	川根本町民生委員児童委員*協議会
平成26年8月11日(月)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	いずみ会(奥泉地区)
		お話しの会どんぐり
		川根本町手をつなぐ育成会
平成26年8月12日(火)	川根本町福祉センター ボランティアビューロー	保護司会・更生保護*女性会

∞∞ 第2章 現 状 ∞∞

第1節 川根本町の状況

川根本町は静岡県の中央部にあり、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接しており、北は長野県との県境となっています。大井川に沿った東西約23km、南北約40kmの南北に細長い地形で、面積は496.72km²で、このうちの約94%を森林が占め、大井川に沿って開けた緑豊かな町です。

道路は、国道473号と県道が島田市へ向かって南に伸び、役場本庁舎から島田市中心部へは約33km、また、国道362号が東西を結んでおり、役場総合支所から静岡市の中心部まで約40kmとなっています。

鉄道は、島田市金谷と静岡市井川を結ぶ大井川鐵道が、町内を縦断しています。周辺地域では、富士山静岡空港が開港し、新東名高速道路が開通するなど、交通の利便性が高まっています。

川根茶と林業、観光の町として発展し、さらに雄大な南アルプス国立公園の玄関口である山々や溪谷などの美しい自然と温泉、SLなどを活かした町づくりを進めています。



第2節 川根本町の福祉の状況

川根本町は、平成26年10月1日現在、総人口は7,749人で、65歳以上の高齢者数は3,438人となっており、高齢化率は44.4%で、2.25人に1人が高齢者となっています。75歳以上の後期高齢者は2,185人となっており、後期高齢化率は28.2%で、3.55人に1人が後期高齢者となっており、静岡県内では、最も高齢化が進んだ町となっています。

人口が減少していく中で世帯数はほぼ横ばいとなっており、1世帯あたり人員が減少しています。社会動態は社会減、自然動態は自然減の傾向が続き、少子化の傾向も顕著で、少子化、高齢化、人口減少、核家族化が進んでいます。

こうした中、要介護認定者、障害者手帳所持者ともに増加傾向にあり、支援が必要な人たちが増加しています。一方、外国人や生活保護世帯は横ばいで推移しています。

また、平成26年度版厚生労働白書によると、健康寿命と言われる元気に自立して過ごせる期間は、静岡県女性が1位、男性が2位となっています。さらに、お達者度と言われる静岡県が算出している65歳から元気で自立して暮らせる期間は、川根本町女性が1位、男性が3位（平成23年）となっています。

今後も高齢化の進展により人口の半数近くが高齢者となることを見込まれ、高齢者福祉施策に対する地域住民の関心が高い中で、元気な高齢者が福祉活動をはじめさまざまな取り組みの主役として活躍してもらうことが重要になっています。

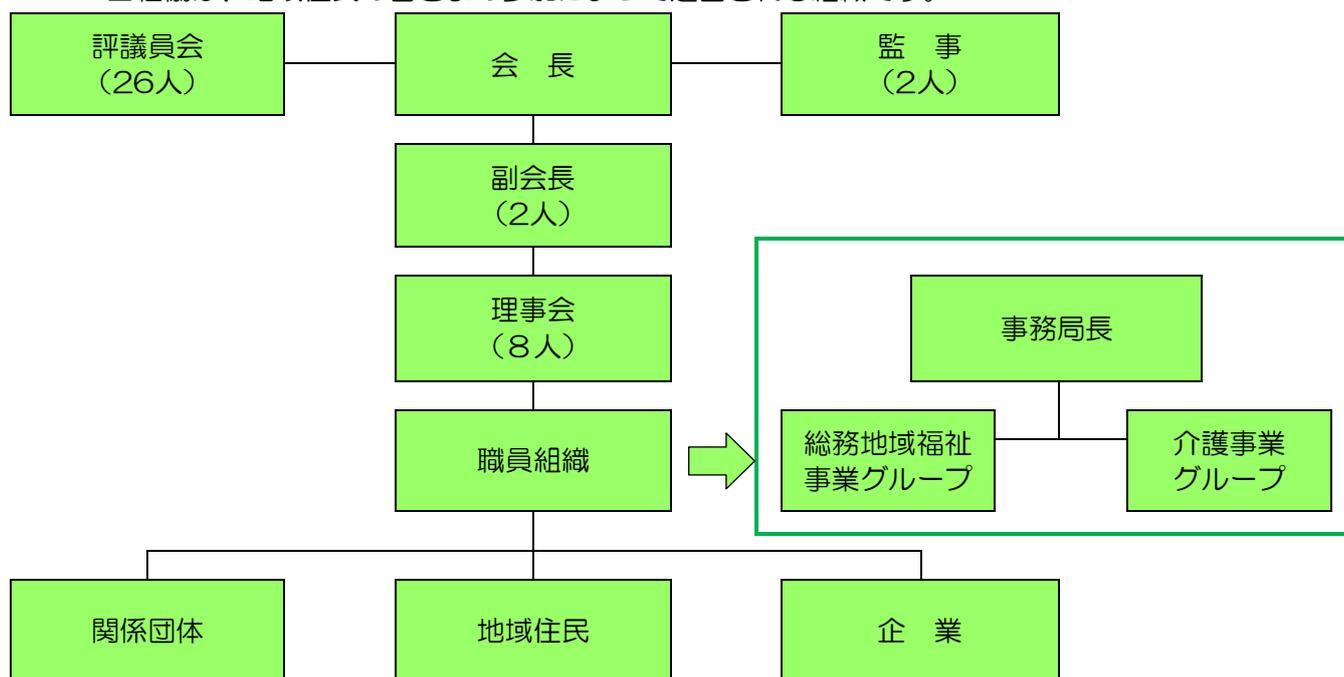
第3節 川根本町社会福祉協議会の状況

(1) 川根本町社会福祉協議会のあゆみ

平成17年9月20日に、旧社会福祉法人中川根本町社会福祉協議会と旧社会福祉法人本川根本町社会福祉協議会が合併し、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会が設立され、平成27年には設立10周年を迎えます。

(2) 川根本町社会福祉協議会の組織

当社協は、地域住民の皆さまの参加によって運営される組織です。



【関係団体】

川根本町区長会・川根本町民生委員児童委員協議会・川根本町いきいきクラブ連合会・保護司会・更生保護女性会・川根本町遺族会・川根本町身体障害者福祉会・川根本町手をつなぐ育成会・川根本町赤十字奉仕団・川根本町シルバー人材センター・川根本町ボランティア連絡会（川根本町グリーン清掃ボランティア、NPO法人かわね来風ママ宅事業部、田野口そばの花、徳山ボランティアさくら会、地名稲穂会、久野脇さわやか会、スクラムどんぐり、川根本町赤十字奉仕団、川根本町災害ボランティアコーディネーターの会、お話しの会どんぐり）他

【教育施設】

保育園（3カ所）・幼稚園（1カ所）・小学校（4カ所）・中学校（2カ所）・高校（1カ所）

【指定管理施設】

川根本町福祉センター・川根本町高齢者デイサービスセンター・川根本町高齢者生きがいの郷・川根本町老人福祉センター憩の家いずみ・川根本町高齢者むつみの郷・川根本町障害福祉センターみどりの丘・みどりの丘えまつ（就労継続支援B型事業所）

∞∞ 第3章 地域福祉活動計画の基本理念と目標 ∞∞

第1節 基本理念

ぬくもりとふれあい

～だれもが健やかに暮らせるまちをつくろう～

川根本町では、少子化と高齢化が進行し、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯が増加しています。また、人口の減少は我が国全体の課題となり、川根本町においても人口の減少傾向に歯止めがかからない状態です。こうした中、さまざまな支援を必要とする人たち、障がいのある人たちをどのように支えていくかは、大変重要な課題となっています。

地域福祉は、行政がその方向性を示し、社会福祉協議会はその中心的な役割を担う存在として、車の両輪のように両者が連携しながら進めていくことが必要です。そこには、自分や家族のことは自分たちで行う「自助」、公的な制度や保険などによる「公助」だけでなく、地域住民同士や自治会、ボランティア団体、事業所などが協働*で支えあい、助けあう「共助」も含めた、3つの視点からの取り組みが求められています。

このことから、川根本町地域福祉計画では、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を踏まえ、「ぬくもりとふれあい～だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり～」を基本理念としています。当社協は、地域福祉の現場に携わることから、地域福祉計画の基本理念と方向性を合わせ、「ぬくもりとふれあい～だれもが健やかに暮らせるまちをつくろう～」を、活動計画の基本理念とします。

この「つくろう」の表現は、自・共・公が共に一体となって、行動を起こそうと呼び掛けていますが、同時に当社協はその先頭に立って、計画を推進することを誓うものであります。



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定しました。基本目標は、当社協の事業に基づき、「地域福祉事業」、「介護保険事業・障がい福祉事業等」の2つに区分しています。地域福祉事業に関しては、「まちづくり」と「人づくり」に分けて設定しました。

だれもが健やかに暮らせるまちに向けて、「安心して暮らせること」、「担い手が確保できていること」、「支援の輪が広がっていること」の3つを柱としています。当社協は、あらゆる場面において、この3つの柱を念頭に置いて、さまざまな事業を展開していきます。

また、事業の実施に向けて必要となる経営面や財政面の取り組みについては、「当社協の発展・強化への取り組み」として、第6章に記しています。

地域福祉事業 ～まちづくり～

基本目標1 「安心して暮らせる福祉のまちをつくろう」

川根本町において、だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、身近で困っている人に気づき、適切な相談や支援につなげる体制づくりと、支援を求める人が地域で必要な支援を受けられる環境づくりを進めます。

そのために必要な地域生活を支援する事業を関係者の協力を得ながら組み立て、その情報を届けていきます。

地域福祉事業 ～人づくり～

基本目標2 「地域福祉を支える担い手をつくろう」

高齢化が進み、人口が減少している川根本町では、共助の取り組みを活性化させるためにも、地域福祉を支える担い手を育成、確保していきます。

その中心は福祉の心や知識、技術を持ったボランティアです。そのようなボランティアを育てるため、子どもの頃からの福祉教育の充実をはじめ、個人ボランティアの育成や福祉関係団体の活動支援、サロンなどの小地域*活動の支援と活性化に取り組みます。また、災害対策についての住民意識が高まってきていることから、災害ボランティアの育成と有事の際の体制整備を進めます。

介護保険事業・障がい福祉事業等

基本目標3 「共に思いやる支えあいの輪をつくろう」

介護保険法*や障害者総合支援法に基づくサービスの種類が少ない川根本町では、当社協がその担い手となり、地域住民の在宅での生活を支援していきます。

また、介護予防事業の提供事業所としても、当社協が中核的な役割を果たしていきます。

特に、介護保険法の改正に伴い、介護給付以外の事業である介護予防・生活支援サービス事業（総合支援事業）では、ボランティアや地域の方々と連携した取り組みが必要なことから、当社協は行政や民間事業者と協働し、支援が必要な人と支援ができる人の支えあいの輪をつくりながら、地域の理解の促進と事業の安定化に取り組んでいきます。

第3節 重点目標

地域住民へのアンケートや団体ヒアリングなどの調査活動や、第1次地域福祉活動計画の評価実績等から得られた現状と課題を踏まえ、基本目標に即した11の重点目標を設定しています。

第2次地域福祉活動計画においては、5カ年をベースとした設定を行い、目標達成に取り組めます。

基本目標1「安心して暮らせる福祉のまちをつくろう」

- 重点目標1 「地域生活を支援する事業の充実」
- 重点目標2 「情報提供の充実」
- 重点目標3 「福祉ニーズの把握」

基本目標2「地域福祉を支える担い手をつくろう」

- 重点目標4 「ボランティアの育成と人材の確保」
- 重点目標5 「災害ボランティアの育成と体制の整備」
- 重点目標6 「小地域活動の充実」
- 重点目標7 「福祉教育の充実」
- 重点目標8 「福祉関係団体の活動支援」

基本目標3「共に思いやる支えあいの輪をつくろう」

- 重点目標9 「介護保険居宅（在宅）サービスの充実」
- 重点目標10 「障がい福祉サービスの充実」
- 重点目標11 「介護予防サービスの充実」

第4節 具体的施策

具体的施策については、基本理念や基本目標に基づき、それらを実現するために必要となる取り組みを重点目標ごとに示したものです。川根本町の地域福祉をめぐる現状と課題を踏まえ、当社協の取り組みや目標などを設定しています。

(記載例)

今後1～2年を目安に取り組むこと。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
	新規		新規		
	継続		継続		

新規：新たな取り組みとして、積極的に挑戦すること。
継続：これまで行ってきた取り組みを継続し、さらに推進すること。

∞∞ 第4章 地域福祉活動計画の体系 ∞∞

∞∞ 第4章 地域福祉活動計画の体系 ∞∞

基本理念

基本目標

重点目標

具体的施策

ぬくもりとふれあい
くだれもが健やかに暮らせるまちをつくらう

1 安心して暮らせる福祉のまちをつくらう	(1) 地域生活を支援する事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談事業の充実 ② 生活困窮者自立支援制度の推進 ③ 日常生活自立支援事業の推進 ④ 成年後見制度の推進 ⑤ 小地域見守りネットワークづくりの推進 ⑥ 更生保護活動への支援 ⑦ 外出支援サービス（福祉車両貸出）の充実 ⑧ 福祉用具・レクリエーション用具貸出事業の充実
	(2) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① かわねほんちょう社協だよりの充実 ② 当社協の広報・事業紹介パンフレットの作成 ③ インターネットを活用した情報提供の充実 ④ 地域活動への参加
	(3) 福祉ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民の福祉ニーズ調査の実施 ② 地区懇談会の開催
2 地域福祉を支える担い手をつくらう	(4) ボランティアの育成と人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア情報の提供 ② 川根本町ボランティア連絡会活動の推進 ③ ボランティア育成に関する講座の開催 ④ ボランティア活動保険への加入促進 ⑤ ボランティア相談機能の強化
	(5) 災害ボランティアの育成と体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害ボランティアに関する講座の開催 ② 災害ボランティアに関する情報の提供 ③ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備 ④ 他市町の災害ボランティア関係団体との情報交換等の実施
	(6) 小地域活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① サロン活動の支援と活性化 ② 居場所づくりの支援と活性化 ③ 小地域活動団体間の交流の充実 ④ 世代間交流の充実
	(7) 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉教育の効果的な実施・充実 ② 福祉教育に関する情報の提供 ③ 川根本町社会福祉大会の開催
	(8) 福祉関係団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 運営・活動の把握 ② 運営・活動の支援 ③ 各種研修等の情報の提供
3 共に思いやる支えあいの輪をつくらう	(9) 介護保険居宅（在宅）サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険サービスの質の向上 ② 介護職員の確保・育成 ③ 適正な介護保険事業の運営 ④ 家族介護支援の充実 ⑤ 地域包括ケアシステム構築への協力
	(10) 障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労継続支援B型事業所の安定 ② 作業の充実 ③ 生活支援の充実 ④ 地域活動への参加拡大 ⑤ 町福祉課、民生委員児童委員協議会、保護者会、手をつなぐ育成会との協力 ⑥ 居宅介護事業サービスの実施
	(11) 介護予防サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 生きがい対応型デイサービスセンター（老人福祉センター憩の家いすみ・高齢者生きがいの郷・高齢者むつみの郷／川根本町委託事業）の継続と拡大 ② 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施

∞∞ 第5章 地域福祉活動計画の内容 ∞∞



基本目標 1 安心して暮らせる福祉のまちをつくろう

重点目標の充実

少子高齢化、人口減少、生活課題の深刻化や多重化、また地域での孤立が、川根本町においても進んでいます。社会環境の変化により、さまざまな社会問題があげられ、日常生活の支援を必要とする人たちが増えてきています。当社協における相談件数の推移をみると、平成23年度の50件から、平成26年度は300件を超えています。

こうした背景や平成27年度の生活困窮者自立支援法*の施行を踏まえ、だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近で困っている人に気づき、適切な相談窓口や支援につなげることができる体制づくりと関連事業、制度の推進（日常生活自立支援事業*、成年後見制度*）が求められています。



また、自分たちでできることは自分たちでできるよう、支援していくことも必要です。浜松市、静岡市に次ぐ広い面積の中に集落が点在し、県内で最も高齢化が進んでいる川根本町では、小地域における自発的な活動が欠かせません。地域に出向き、顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域のさまざまな団体と連携して、支える側にも支えられる側にも、だれもが関わることができる仕組みづくりが求められます。

こうしたことから、「地域生活を支援する事業の充実」を重点目標に設定します。

現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 相談先は、家族や親族が多く、当社協よりも行政を活用する傾向にあります。
- 川根本町は、困ったときに隣近所で助けあえる町だとの意見が69.6%と多くなっています。
- 仕事をしている世代は、行動範囲が広く近隣に限った付き合いをあまり必要としておらず、プライバシーの問題もあり、昔のような付き合い方が難しいというケースも考えられます。
- 地域防災や行事など、地区単位で行っている付き合いは、継続を望む声が多くなっています。
- 災害に対して地域で重要なことは、隣近所の助けあいと考える方が半数を超え、30代以下では日頃の訓練が重要と考える方が多くなっています。
- 私にもできると思うこととして、「声をかける・話し相手になる」が40%、「散歩や病院などへのつきそい・買い物・薬の受け取りなど」が33.2%で、これらの活動を回答した方が多くなっています。

* 課題 *

- 効率的に必要な相談窓口へたどりつけるよう、具体的な内容（ケース）を示し、対応できる窓口をPRしていくことが必要です。
- 助けあいの風土を若い世代に引き継いでいくことが必要です。
- 若者が地域との絆を築き、地域活動に積極的に参加できるような支援を検討することが必要です。
- 地域防災や行事など、地区単位で行っている付き合いを継続していくための支援が必要です。
- 普段から隣近所の良好な関係が築けるよう、支援していくことが必要です。
- 「声をかける」、「話し相手になる」といった、生活の見守りにつながる行動を、「見守りネットワーク*」づくりに活用していくことが必要です。

【団体ヒアリングから】

* 現状 *

- 社会福祉協議会で貸出可能な物品や、体力のない人も楽しめるレクリエーションを紹介してもらえると、団体運営に役立ちます。

* 課題 *

- 貸出品や誰もが気軽に楽しめるレクリエーションなど、福祉関係団体のニーズにあわせた支援が必要です。

【国の制度・取り組みから】

* 現状 *

- 生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月1日に施行されます。

* 課題 *

- 関係機関との連携を強化し、支援を必要とする方に対して、相談や支援の充実を図ることが必要です。

具体的施策

身近な相談窓口としての各種相談事業の充実、相談員の相談対応能力の向上、各種制度の周知を図るための広報活動、小地域見守りネットワークづくり、貸出事業の充実に取り組んでいきます。



↑ 民生委員児童委員向けの相談対応講座の様子

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
相談事業の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉総合相談、よろず相談・無料弁護士相談の充実を図ります。 ○当社協内および各関係機関（行政、民生委員児童委員、介護サービス事業所、障害福祉サービスセンター等）と連携し、相談体制の構築を進めます。 ○各専門機関（法テラス、司法書士会、弁護士会等）へつなく相談窓口として、広報活動を行います。 ○研修会および講演会実施時、参加者に対し、アンケート調査を実施します。 ○相談員の相談対応能力の向上を図ります。 ○行政と連携して、情報通信ネットワークを活用します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との定期的な情報交換、情報共有の機会を設けます。（年4回） ・研修会および講演会参加者にアンケート調査を実施します。（年2回） ・相談対応の在り方や相談技術の向上を目的とした講座等を開催します。（年2回） ・行政と連携して、情報通信ネットワークを活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との情報交換、情報共有の方法について協議します。（年4回） ・新聞折り込み、社協だよりに掲載します。（年6回） ・研修会および講演会参加者にアンケート調査を実施します。（年2回） ・各貸付事業を実施します。（随時） ・相談対応の在り方や相談技術の向上を目的とした講座等を開催します。（年2回） ・行政と連携して、情報通信ネットワークの活用を検討します。
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯の自立を目的とした資金貸付事業を、民生委員児童委員との連携のもと実施します。（随時） 	

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
生活困窮者自立支援制度の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○当社協内および各関係機関（行政、民生委員児童委員、介護サービス事業所、障害福祉サービスセンター等）と連携し、支援体制の構築を進めます。 ○生活困窮者、引きこもり等世帯への相談・支援の充実を図ります。 ○制度の周知を図るため、広報活動を行います。 ○制度の理解を深めるため、会議や研修会に参加します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との定期的な情報交換、情報共有の機会を設けます。（年4回） ・制度の理解を深めるため、会議や研修会に参加します。（年6回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との情報交換、情報共有の方法について協議します。（年4回） ・新聞折り込み、社協だよりに掲載します。（年3回） ・制度の理解を深めるため、会議や研修会に参加します。（年6回）
日常生活自立支援事業の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援員の確保、育成を進めます。 ○制度の周知を図るため、広報活動を行います。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体等への制度説明を行います。（年3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会に対し、制度説明を行います。（年2回） ・新聞折り込み、社協だよりに掲載します。（年3回） ・研修会に参加します。（年6回）
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会への積極的な参加を図り、専門員の専門性の向上を図ります。（年6回） 	
成年後見制度の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の周知を図るため、広報活動を行います。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・広域における法人後見について、近隣市町社協と連携して協議します。（年1回） ・福祉団体等への制度説明を行います。（年3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞折り込み、社協だよりに掲載します。（年1回） ・民生委員児童委員協議会、手をつなぐ育成会に対し、制度説明を行います。（年2回） ・他市町社協の情報収集を進めます。（随時）
小地域見守りネットワークづくりの推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関（地域包括支援センター※、民生委員児童委員協議会等）と連携し、地域住民による見守り活動を支援します。 ○小地域見守りネットワークに関する研修会への参加を呼びかけます。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。（随時） ・自治会、民生委員児童委員協議会と連携し、支え合いマップづくりを進めます。（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。（随時） ・小地域見守りネットワークに関する研修会への参加を呼びかけます。（年1回）
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守りネットワークに関する研修会への参加を呼びかけます。（年1回） 	
更生保護活動への支援	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護女性会などのボランティア団体への活動支援を行います。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪、非行防止、犯罪被害の防止の運動など、行政事業と連携して推進します。 ・社会を明るくする運動※へ参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・非行防止、児童生徒の見守りなどの活動を、行政事業と連携して推進します。 ・社会を明るくする運動へ参加します。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
外出支援サービス (福祉車両貸出)の充実	新規	○広報活動を行い、利用促進を図ります。 ○常に整備された車両を準備します。	新規	・適切な管理、貸出を行います。(随時)	・社協だより、ホームページに掲載します。(年4回) ・適切な管理、貸出を行います。(随時)
福祉用具・レクリエーション用具貸出事業の充実	新規	○広報活動を行い、利用促進を図ります。 ○貸出物品の整備、充実を図ります。	新規	・適切な管理、貸出を行います。(随時)	・社協だより、ホームページに掲載します。(年4回) ・貸出物品一覧表を作成します。(年1回) ・申請様式の改訂をします。(意見欄の設置)



↑レクリエーション用具(リアル野球盤)



↑福祉車両貸出事業

さまざまな福祉の情報がある中で、だれもが地域で必要な情報を受けられるように、関係者の協力を得ながら、福祉に関する情報提供を充実していくことが必要になっています。

アンケート調査では、世代によって情報の受け方に違いが見受けられることから、世代にあった情報提供のあり方も検討していく必要があります。

こうした中、川根本町では、情報通信ネットワークを活用した取り組みが開始されることから、最新の情報機器を活用した新しい情報提供が期待されます。

また、福祉の情報を必要とする人は、相談に来たり電話をかけてきたりというような、自発的な行動を起こしにくい傾向にあることから、地域活動に積極的に参加し、地域住民の状況を把握しつつ、当社協の活動をPRしていくことも求められています。

こうしたことから、「情報提供の充実」を重点目標に設定します。



現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 当社協の認知度は89.1%と高くなっており、当社協の仕事について多くの方が理解していますが、行政の機関の一つと回答する方があるほか、30代以下では約3割が知らないと回答しています。
- 福祉サービスを安心して利用するために、種類や内容、利用料などの情報を4人に3人が求めています。
- 福祉に関する情報や当社協の活動を知る方法は、行政の広報や回覧板、社協だよりやパンフレットが6割前後と多く、自ら調べるといよりも配付されたものを見るという受け身の姿勢が読み取れ、近所の人や自治会役員、民生委員児童委員など他者に聞く人は1割前後と少なくなっています。
- 当社協がツイッターやフェイスブックを開設したとしても、活用すると回答した方は6%程度で、わずかとなっています。
- 社協だよりが発行されていることを知らない人は3.4%とごくわずかで、読んでいる方が多くなっていますが、30代以下では読んでいる方と読んでいない方が約3割で、同程度となっています。
- 社協だよりの記事では、「紹介」という現在進行形のもの比較的読まれており、「報告」という過去形ものは読まれていない傾向が読み取れ、30代以下ではボランティア活動の紹介がよく読まれています。

* 課題 *

- 若い世代を中心に、当社協の仕事についてわかりやすく周知していくことが必要です。
- サービスの内容・提供事業者・相談窓口の認知度が低いため、更なるPRを行うことが必要です。
- 行政の広報や回覧板、社協だより・パンフレットが有効であり、内容の充実を図ることが必要です。施設来館者、サービス利用者や家族などへの情報提供を継続していくことが必要です。
- 現状ではホームページの活用が有効であり、時流を見ながら、新たな電子ツールの活用も視野に入れる必要があります。
- 病院や銀行等に置いてもらうなど、目にする機会を増やすことや、カラー刷りや写真・イラストの活用による目を引く工夫についても検討していく必要があります。
- 多種多様な活動の記事を増やすことで社協だよりを今以上に読んでもらうことが必要です。

【団体ヒアリングから】

* 現状 *

- 社会福祉協議会は身近な存在なのに、実施している内容を知らない事業がたくさんあります。

* 課題 *

- 地域住民はもとより、各団体に対しても当社協の事業PRを行うことが必要です。

具体的施策

福祉制度や当社協の事業について、わかりやすく情報を提供するために、既存の社協だよりやホームページ掲載内容を充実させるとともに、新たな広報手段の確立にも取り組んでいきます。



また、定期的に地域活動へ参加し、当社協の事業PRを行います。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
かわねほんちょう社協だよりの充実	継続	○計画的に発行します。 ○掲載内容の企画を立案し、書式や表現の整合を図ります。	継続	・スケジュール管理を徹底します。 ・編集委員会を開催します。(年4回)	・年4回発行します。 ・編集委員会で、読みやすい紙面構成や、内容作成を行います。(年4回)
当社協の広報・事業紹介パンフレットの作成	継続	○新たにパンフレットを作成します。	新規 継続	・掲載内容の検討会を実施します。(年1回) ・配付先、配付機会を拡大します。	・他市町村社協の情報を収集します。(随時) ・検討会を立ち上げます。(年1回)
インターネットを活用した情報提供の充実	継続	○見やすく、わかりやすいホームページを作成します。 ○タイムリーに情報提供します。 ○関係機関や各種団体のホームページとのリンクを増やします。	新規	・ホームページ掲載内容を随時更新します。(週1回) ・職員研修を実施します。(年1回) ・SNS*(フェイスブック等)を活用した新たな広報手段の検討、確立を行います。	・週1回を目安に、掲載内容を更新します。 ・SNS(フェイスブック等)を活用した情報発信を検討します。 ・職員研修を実施します。(年1回)
地域活動への参加	新規	○定期的に地域活動へ参加し、当社協の事業PRを行います。 ○チラシや広報紙を活用した、広報活動を行います。	新規	・定期的に区長会や校長会、各団体の会議、各地区の常会、サロン活動等へ参加します。(随時) ・各講座開催チラシや社協だより等を活用し、広報活動を行います。(随時)	・区長会や校長会、サロン活動へ参加します。(随時) ・各講座開催チラシや社協だより等を活用し、広報活動を行います。(随時)



↑ ホームページの更新



↑ 地域での事業説明の様子

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民とともに、地域福祉活動を進めていくことが大切です。

第1次地域福祉活動計画における福祉ニーズの把握については、個別の対象者に対する調査に比べ、地域を対象とした調査に課題を残しました。

地域住民へのアンケート調査でも、こうしたアンケートを定期的実施してほしい、アンケートの結果を公表してほしいといったご意見もありました。また、自由記述欄には多くの方がその想いや要望などを書き記しています。福祉のニーズを把握する手法としてこうした無記名のアンケート調査は有効です。さらに、地域へ出向いて話をする中で見えてくることもあるため、地域の会合や関係団体の活動などに参加するとともに、地区懇談会*の開催を通して、地域での取り組みや課題、必要としていること等を把握し、当社協の活動に活かしていくことも必要です。



こうしたことから、「福祉ニーズの把握」を重点目標に設定します。

現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 高齢者は近所付き合い（協力体制）を重要視しており、その要因として、高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯の増加・老老介護*が背景にあると考えられます。
- 高齢者は良好な近所付き合いができていますが、生徒や若者はあいさつ程度で、世代によって近所付き合いに対する価値観が異なることから、時代にあった近所付き合いの方法を検討する必要があります。
- 自由意見では、毎年アンケート調査を実施してほしい、集計結果を公表してほしいといった意見が出ています。

* 課題 *

- 高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯のニーズに応じた支援ができるよう関係機関につないでいくことや、新しい事業を検討していくことが必要です。
- 地域住民が抱える福祉ニーズを把握し、課題を抽出して、ニーズにあった事業を展開することが必要です。
- 定期的なアンケートの実施や結果の公表、直接意見を聞く機会の創設について、検討していくことが必要です。

【中学生高校生へのアンケートから】

* 現状 *

- 川根本町の嫌いなどところとして、交通の便が悪い、遊ぶ場所が少ないところ、などがあげられています。

* 課題 *

- その年代にしかできないことができる機会や、価値観を養う機会が少ないことから、ニーズ調査を行い、機会を増やすなどの方法を模索することが必要です。

具体的施策

アンケートやヒアリング等の福祉ニーズ調査を行っていきます。
また、数地区合同での地区懇談会を定期的に行っていきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
地域住民の福祉ニーズ調査の実施	継続	○地域住民のニーズ把握を行います。	新規	・各関係機関と協力し、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施します。(年1回)	・かねてからの活用など各調査を実施するための検討会を立ち上げます。(年1回)
地区懇談会の開催	継続	○地域住民主体の福祉活動を展開するため、定期的開催します。	新規	・数地区合同で、定期的開催します。(5カ年で全地区) ・川根本町福祉計画策定時に、行政と連携して開催します。	・地区を指定して、開催します。



↑ 地区懇談会の様子



↑ 福祉団体ヒアリングの様子

基本目標2 地域福祉を支える担い手をつくろう



重点目標4 ボランティアの育成と人材の確保

高齢化率が44.4%（平成26年現在）を記録し、県内でも少子高齢化が特に進んでいる川根本町においては、支えあい、お互いさま、といった、共助の力、地域で支えあう力をより一層高めていくことが求められています。健康で文化的な生活を維持、向上させるため、向こう三軒両隣や隣組など、地域の助けあいの他にも、ボランティアの力が上手く活かされていくことが重要になります。

アンケート調査からボランティア活動に参加したことの無い人は、地域住民で46.6%、中学生高校生では61.5%となっています。ボランティア活動に参加できない理由としては、世代を問わず、時間がないこと、機会がないことが上位にあがっていることから、活動を知るきっかけとなる情報の提供や、気軽に相談ができる窓口の設置が求められていることがわかります。

また、現状として、ボランティア活動者の高齢化、固定化が問題となってきていることから、川根本町においては幅広い世代においてボランティアの数を増やしていくための取り組みが不可欠です。

そのためには、第1次地域福祉活動計画の反省点でもある、ボランティア相談体制の充実を図り、私もやってみようと思えるような情報の提供や、ボランティアを行うことによるインセンティブ（やる気の刺激）、ボランティアの受け入れ先の拡大なども検討していくことが重要になります。

こうしたことから、「ボランティアの育成と人材の確保」を重点目標に設定します。



現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 地域住民による福祉活動は、活発に行われているという意見が27.0%で、活発でないという意見が40.5%で、活発でないという意見が多くなっています。
- ボランティア活動に参加したことがある人は47.9%で、参加したことの無い人は46.6%となっており、ほぼ同じ割合になっています。
- ボランティア活動に参加したことがない理由は、時間がないが39.6%、機会がないが27.2%、健康上の理由が22.8%で、上位を占めています。
- ボランティア活動に参加したきっかけは、地域活動の一環としてが66.3%と最も多く、周りに誘われた、仲間や友人と出会いたかったという周囲の人との関わりを大切にする意見もみられます。
- 今後の地域内の活動への参加意向は、年齢の高い方で無職の方の参加意向が高くなっています。
- 地域の助けあいや福祉活動、ボランティア活動の輪を広げていくためには、気軽に相談できる窓口を設置するという意見が半数を超え、ボランティア活動の窓口が開かれていないと考える人が多いことがうかがえます。

* 課題 *

- ボランティアに対して、縁遠い感覚があるのではと思われるため、身近で簡単に行えるような内容をPRしていくことが必要です。
- だれもが気軽にボランティア活動に参加できるような工夫を検討することが必要です。
- 「機会がないから」と回答された方については、事業を実施する時期、時間帯、内容を工夫することで、参加につなげていくことが必要です。
- 地域に働きかけて、プログラムを実施することが、参加促進に有効と考えられるほか、主体的、継続的に参加してもらえるよう、ボランティアに関する講座を開催することが必要です。
- 元気な高齢者には地域福祉活動の担い手として活躍してもらうことが必要です。若者にも地域内の活動に積極的に参加してもらうことが必要です。
- 情報提供、相談はどの場面でも上位にあがっており、きちんと地域住民に伝わっていないことから、テコ入れが必要です。活動をしたい人、してほしい人（施設等）の双方が相談できる窓口を整備し、PRしていくことが必要です。

【中学生高校生へのアンケートから】

* 現状 *

- ボランティアに参加したことがあるとの回答は38.5%、参加したことがないとの回答は61.5%で、参加したことがない割合のほうが多くなっています。
- ボランティアに参加したことがない理由は、時間がないからが53.1%、機会がないからが37.5%、興味や関心がないからが32.8%の順に多くなっています。
- 生徒がボランティア活動に参加しやすくするために、情報や活動の場、相談窓口、学習機会が必要と回答した方が、いずれも3割弱となっています。

* 課題 *

- 意識しないうちにボランティアを行っていることも多いと考えられますが、ボランティアをより深く知ってもらえるようなプログラムが必要です。
- 生徒が福祉に関わる時間を学校・川根本町全体で持てるような仕組みづくりが必要なほか、さまざまなボランティア活動メニューの提案・実施および窓口が当社協にあることをしっかりPRし、興味を持てる、気軽に相談できる環境にしていくことが必要です。
- 情報や活動の場、相談窓口、学習機会の3点は、地域住民へのアンケートでも求められており、これらへの対応を進めることが必要です。

具体的施策

ボランティア活動がより活性化していくように、ボランティア同士のつながりの強化を図ることや、ボランティアを養成するだけでなく、地域住民のニーズを把握し、活動へとつなげていくためのボランティア相談機能を強化することも進めていきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
ボランティア情報の提供	継続	○活動紹介や講座の開催等の広報を行います。	新規	・SNS（フェイスブック等）を活用した新たな広報手段の検討、確立を行います。	・社協だよりやホームページ等を活用し、ボランティア情報を掲載します。
			継続	・社協だよりやホームページ等を活用し、ボランティア情報を掲載します。（年4回）	・新聞折り込みや地区回覧に限らず、ニーズ把握もかねて地域の活動の場へ広報に出向きます。 ・フェイスブックページを開設します。
川根本町ボランティア連絡会活動の推進	継続	○活動者同士の連絡・交流の場を設けます。	新規	・代表者に限らず、会員を含めた連絡会を開催します。（年2回）	・代表者に限らず、会員の参加を含めた連絡会を年度初めに1回、年度末に1回の計2回開催します。
			継続	・会員による自主的な活動に向けた支援を行います。（随時）	
ボランティア育成に関する講座の開催	継続	○基礎講座や各種養成講座を開催します。	新規	・幅広い世代の参加を呼びかけます。（講座開催ごと）	・ボランティア基礎講座、話し相手、メイクアップ、託児ボランティア養成講座を開催します。 ・地域だけでなく、学校や企業にも参加を呼びかけます。
			継続	・基礎講座、各種養成講座を継続して開催します。（各種養成講座年1回）	



↑話し相手ボランティア養成講座の様子



↑話し相手ボランティア活動の様子

具体的施策つづき

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
ボランティア活動保険への加入促進	継続	○ボランティア活動保険を広く周知します。 ○連絡会へ参加する団体、個人に対し保険料の一部を助成します。	継続	・安全で有意義なボランティア活動が実施できるよう、広くボランティア活動保険を周知し、加入を促進します。(随時)	・保険加入者リストを作り、加入漏れを防ぎます。 ・年度末のボランティア連絡会で、保険更新を呼びかけます。
ボランティア相談機能の強化	継続	○ボランティアに関する相談に応じるとともに、養成したボランティアの活動活性化を図ります。	継続	・地域住民の福祉ニーズを把握し、ボランティア活動希望者の活動につなげます。(随時)	・地域住民の福祉ニーズとボランティア活動をつなげるための連絡調整を行います。



↑託児ボランティア養成講座の様子



↑託児ボランティア活動の様子

重点目標から「災害ボランティアの育成と体制の整備」

ここ数年で、ゲリラ豪雨や台風、地震や噴火などの災害が全国的に相次ぎ、災害に対する個人の備えや、自治体や行政、社会福祉協議会における災害時の対応が重要視されるようになってきました。

川根本町は山間部に位置し、災害発生時には道路の寸断により孤立してしまう地区が多いことから、災害に対する個人の備えが不可欠です。また、町外からの支援の手が届くまでの間、地域の助けあいによって救助や避難を行う必要があります。そのため、平成24年度から行っている、災害に対する意識啓発のための講演会や、災害ボランティアコーディネーターの養成講座などを継続的に実施することが求められます。

一方、災害時において社会福祉協議会は災害ボランティアセンター※を立ち上げ、運営する役割を担っており、さまざまな関係機関との連携が重要になります。そのため、災害ボランティアの受け入れをより効率的に行うためのマニュアルの見直しといった事業に加え、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練を実施することなどが求められます。



こうしたことから、「災害ボランティアの育成と体制の整備」を重点目標に設定します。

現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 家族や近隣に災害時要援護者※がいると回答した方が62.5%と多くなっています。
- 災害時要援護者が避難する方法は、家族内で決めていないとの回答が58%と半数を超えています。
- 災害時には、安否確認（声かけ）や避難誘導など、8割以上の方が助けあいや協力ができると回答しています。
- 災害時要援護者の避難を支援するために、個人情報地域で共有することは必要だとする方が66%と多くなっています。

* 課題 *

- 災害時の当社協の役割や対応（ボランティアセンターの設置・当社協にある資源の活用方法など）について、深く議論しておくことが必要です。
- 避難方法を家族で決めておくよう周知するほか、避難方法も家族が在宅している場合、いない場合など、より多くのバリエーションを公開していくことが必要です。
- 避難誘導、一時的な保護、応急手当が行える災害ボランティアや、災害時にリードしていける人材を育成することが必要です。
- 地域としてもリストを作り、助けあいの行きやすい環境を整えておくことが必要であり、個人情報の取り扱いについて議論を深めていくことが必要です。



↑ 災害ボランティアコーディネーター養成講座の様子 ↑

具体的施策

災害に対する意識啓発のための講演会や災害ボランティアコーディネーターの養成講座などを実施するほか、災害時要援護者に対する支援や、日頃からの地域の助けあいが行いやすい環境の整備を進めていきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
災害ボランティアに関する講座の開催	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアについて知る機会として、講演会等を開催します。 ○災害時における社会福祉協議会の役割の普及とあわせ、災害ボランティアセンター運営要員を確保するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の参加も得られるよう参加を呼びかけます。(講座等開催ごと) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア講演会を開催します。 ・災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。 ・講座等の広報においては、一般広報とあわせ、学校や企業にも参加を呼びかけます。 ・川根本町災害ボランティアコーディネーターの会へ共同開催を呼びかけます。
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の災害ボランティアへの関心が高まるよう、さまざまな経験や知識等を持つ講師による講演会等を開催します。(年1回) ・災害ボランティアセンターの運営に十分な災害ボランティアコーディネーターを養成します。(年1回) 	
災害ボランティアに関する情報の提供	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの活動や募集の広報を行います。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS（フェイスブック等）を活用した新たな広報手段の検討、確立を行います。(随時) ・災害支援等、早急な対応が必要な情報を提供できるよう、即時性の高い情報発信体制をつくります。(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・即時性の高い情報発信体制の整備として、SNS（フェイスブック等）を活用した情報発信を検討します。 ・社協だよりやホームページ等を活用し、災害ボランティア情報を掲載します。
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりやホームページ等を活用し、災害ボランティア情報を掲載します。(年4回) 	
災害ボランティアの受け入れ体制の整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア等の受け入れに関するマニュアル等を整備します。 ○災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア等の受け入れに関するマニュアルを見直します。 ・災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を行政関係者や協力が期待される当事者団体（川根本町災害ボランティアコーディネーターの会等）と共同開催し、マニュアル、技術、情報の共有化を図ります。(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社協職員内での立ち上げ訓練を実施し、災害ボランティア等の受け入れに関するマニュアルや役割の共有化を図ります。 ・川根本町災害ボランティアコーディネーターの会の活動支援と相互間の連絡調整を行います。
他市町の災害ボランティア関係団体との情報交換等の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に情報交換のできる体制づくりをします。 ○災害ボランティアに関する連絡会や、訓練等に参加します。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアに関する連絡会、訓練等へ参加します。(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアに関する連絡会へ参加していきます。 ・静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練へ参加します。

ここ数年で全国的に、子どもや高齢者、障がい者の交流の場としての居場所*づくりに注目が集まっています。県下においても「ふじのくに型福祉サービス」として、年齢や障がいの有無にかかわらず、制度や窓口の垣根を越えて、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすためのサービスが展開されています。当社協では、地域の居場所づくりの一環であるサロン活動を支援してきました。



このサロン活動は町内でもにぎわっており、地域住民の認識も広まっています。一方で、団体ヒアリングの結果から役員や協力員の担い手不足、参加者の固定化や活動のマンネリ化などもみられ、活動を休止するサロンも出てきています。

そのため、自治会やいきいきクラブなどとの連携によるサロン活動や、サロン団体同士の交流や意見交換をするなど、活動の活性化に向け、当社協が小地域福祉活動の展開を後押ししていくことが求められています。

今後は、地域住民に対する啓発活動を行うことにより、子どもや障がい者等の居場所づくり、民間と連携した形の居場所づくりなどについても検討していくとともに、財政的な支援についても行政と取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、「小地域活動の充実」を重点目標に設定します。

現状と課題

【団体ヒアリングから】

* 現状 *

- 役員や協力員の意欲や熱意によって、サロン活動は地区ごとに差が出ています。
- サロン同士の交流や、いきいきクラブとの連携は、あまり行われていません。
- 参加者の固定化や男性の不参加といった状況がみられます。

* 課題 *

- 地区ごとに特徴のある活動が行われていることは良いことですが、活動が停滞しているサロン等については、その運営を支援していく必要があります。
- 他のサロンの情報を取り入れることで活動が活発になることも考えられることから、情報交換できる機会について検討していく必要があります。
- 小地域活動（サロン等）として行われている活動をPRし、地域住民の参加を促進していくことが必要です。

ふじのくに型福祉サービスとは・・・

高齢者、障がいのある人、子どもなどを分け隔てなく支援する「垣根のない福祉」を目指して、静岡県が独自に取り組んでいるものです。例えば、特別養護老人ホームと保育園が一体となり、0歳の赤ちゃんから100歳のお年寄りまでが暮らしている共生型福祉施設が該当します。

具体的施策

継続の事業として、事務的支援や助成、講座・研修会等の開催や情報提供を行い、活動の充実を図るほか、新規の取り組みとして、団体間の交流を持つことにより、各団体の活動の活性化を図っていきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
サロン活動の支援と活性化	継続	○事務的支援を行います。また、活動に対して助成します。 ○協力員に向けたレクリエーション講習会の開催や研修会等の情報を提供します。	継続	・各会の運営の負担を軽減し、休会地区や居場所づくりを検討している地区に対し、支援を行います。(随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・各会の運営の負担を軽減するため、サロン関係団体全体会議を開催し、事務処理等の共通認識化を図ります。 ・リアル野球盤やスポーツ吹き矢など、レクリエーションの新種目を活用します。 ・活動状況を調査し、ニーズ把握を行います。
居場所づくりの支援と活性化	新規	○居場所づくりの活動の支援と活性化を図ります。	新規	・居場所づくりを推進します。(随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況を調査し、ニーズ把握を行います。 ・居場所づくりに関する情報を提供します。 ・居場所の設置・運営を支援します。
小地域活動団体間の交流の充実	継続	○交流事業への参加を促進します。 ○小地域活動の代表者会議を開催します。	新規	・小地域活動団体の代表者会議の開催により、団体の抱える課題の共有、解決を図ります。 (代表者会議年1回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域活動団体の代表者会議を開催します。 ・サロン活動者の交流を促進します。
			継続	・サロン活動者の交流と活動のPRによる活動活性化を図ります。 (随時)	
世代間交流の充実	新規	○地域の中で子どもから高齢者まで世代間の交流が展開できるよう支援します。	新規	・イベントや事業の検討をしている地区や団体に対し、支援を行います。(随時)	・高齢者のみに限らず、子どもの参加など多世代の参加を促進します。



↑ 各地区のサロンの様子 ↑

地域住民が日頃から共に学びあい、さまざまな生活場面でお互いに助けあう、共に生きる力をもつ人材を育成していくことが必要です。

団体ヒアリングや中学生高校生へのアンケート調査からも、福祉教育は子どもの頃から行うことが重要であると考えられています。平成25年度から、町内小・中・高校の担当教諭、福祉施設職員を対象とした、福祉教育推進連絡会を開催しています。さらに、毎年度、体験学習事業の事前・事後学習として各中学校に出向き、講話や車いす等の体験、施設訪問の支援を実施しているほか、体験学習事業の感想文集を作成し、学校、家庭、施設に配付することで、児童・生徒の学びの共有化を図っています。

今後も地域に根ざした福祉教育を展開するため、各関係機関（学校、施設、自治会、企業等）との連携を図り、継続して取り組みます。

また、平成21年度から、福祉教育学習プログラムを整備し、小・中学校や関係団体（生きがい対応型デイサービスセンター、民生委員児童委員協議会、いきいきサロン、手をつなぐ育成会）を対象に、講話や体験事業を新たに展開しています。

今後は、地域住民が福祉や当社協の事業への関心をより高められるよう、また、多くの職員が地域に出向くきっかけとなるよう、当社協の出前講座として展開していくことが必要です。

こうしたことから、「福祉教育の充実」を重点目標に設定します。



現状と課題

【団体ヒアリングから】

* 現状 *

- 地域の助けあいや福祉活動を進めるために必要なことは、「医療・保健機関の充実」、「福祉教育の充実」、「福祉活動に携わる人を養成」を望む声が多くなっています。
- 年代によって、関心の高い福祉分野に差があり、30代以下では子どもに関する分野、40歳以上では高齢者福祉や障がい者福祉分野への関心が高くなっています。
- 子どもたちへの福祉教育は、日常生活、家庭、学校、地域、どれも大切で、色々な人との関わりや体験が大切だと考えられています。

* 課題 *

- これまでの事業（福祉教育、人材育成）を強化・継続していくことが必要です。
- 年代にあわせて、関心のあるプログラムを提供することが必要です。関心の低い分野について、ニーズ調査を行いながら、関心の持てるプログラム内容を検討することが必要です。
- 自然に身につけていくことが難しいと思われることから、福祉教育につながるプログラムを充実していくことが必要です。

【中学生高校生へのアンケートから】

* 現状 *

- 約6割の方が福祉の学習はいつか役に立つと考えており、体験も含めてもっと学習したいという欲求がみられます。
- 福祉学習や福祉体験で学べたこととして、自分のできる支援があるとわかったという回答が半数を超えており、一方で福祉の仕事に興味を持ったとの回答は13.5%と少なくなっています。
- 福祉の学習や施設などでの体験の内容や感想を、家族や友人に話したことがある方が8割を占めています。
- 福祉の学習で、学びたいと思う内容は、赤ちゃんや幼い子どもとの交流が39.4%、バリアフリー※やユニバーサルデザイン※が24%、災害に対する活動が21.2%、福祉体験が19.2%、川根本町の福祉の取り組みが17.3%で、上位5項目となっています。

* 課題 *

- 学校と連携した取り組みを充実していくことが必要です。
- 福祉職への興味が低いため、興味を持てるよう事業内容を検討していくことが必要です。
- 生徒から親へ活動内容の伝達率は高く、福祉教育を進めることは、親世代の福祉情報の普及・福祉に関する価値観を養うことに有効であることから、今後も親世代への発信を踏まえて事業を展開することが必要です。
- 幼児に関する内容・環境改善・災害対策について興味を持ちやすいことから、実施する事業へ反映していくとともに、ニーズ調査を行い、具体的な内容を検討すること、事業のPR、参加などに関する相談窓口を整備することが必要です。



↑ 小学校での出前講座の様子



↑ 町社会福祉大会の様子



↑ 福祉教育推進連絡会の様子

具体的施策

福祉に関する情報を提供し、出前講座や福祉体験学習等を実施することで、学校・職場・地域を通して福祉について学ぶことのできる機会をつくります。また、社会福祉大会により、地域住民の福祉に対する理解や知識を深めていきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
福祉教育の効果的な実施・充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯を通し、学校・企業・地域などで福祉について学ぶ機会を設けます。 ○地域に根ざした福祉教育を展開するため、各関係機関（学校、施設、自治会、企業等）との連携を図ります。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を実施します。（随時） ・学校、家庭、地域や企業における福祉教育を推進します。（随時） ・当社協における福祉教育の体制を整備します。（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座のプログラムを充実させるため、見直しを行います。 ・出前講座の利用促進のため、学校、企業、地域に広報活動を行います。 ・福祉体験学習事業を実施します。 ・子育て世代向けの講座を開催します。 ・地域の行事や学校の事業に協力します。 ・ふくし体験事業（ボランティア体験、ふくし探究）を実施します。 ・資質向上のため、研修等に積極的に参加します。
福祉教育に関する情報の提供	継続	○地域住民のニーズ把握と情報提供を行います。	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS（フェイスブック等）を活用した新たな広報手段の検討、確立を行います。（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞折り込みや地区回覧に限らず、ニーズ把握もかねて地域活動の場へ広報に出向きます。 ・SNS（フェイスブック等）を活用した情報発信を検討します。 ・福祉教育推進連絡会を年度内に2回開催します。
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりやホームページ等を活用し福祉教育に関する情報を掲載します。（年4回） ・福祉教育推進連絡会を開催し、福祉施設や教育施設、その他関係団体との情報交換を継続して行います。（年1回以上） 	
川根本町社会福祉大会の開催	継続	○地域福祉活動に対する表彰や発表の場を設けます。	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉への理解と知識を深めるため、各表彰のみでなく、町内における福祉教育発表の場として開催します。（児童・生徒の参加促進、3年に1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度社会福祉大会開催に向け町内教育施設の理解と協力を得られるよう働きかけます。

お達者度（静岡県が独自に計算している65歳から元気で自立して暮らせる期間）は、川根本町女性が第1位、男性が第3位（平成23年）となっています。今後も高齢化が進み、人口の半数近くが高齢者になることが見込まれ、福祉団体においても、元気な高齢者が主役として活躍してもらうことが重要になっています。

これまで当社協では、福祉関係団体への支援として情報提供や連絡調整、事業への協力を行ってきました。

今回、計画の策定にあたり実施した団体ヒアリングから、多くの団体ももっと活動を充実させたいと考えている一方で、財政的な課題や、事務手続きの煩雑さ、新規入会者の伸び悩み、団体役員の固定化や高齢化など、自分たちだけでは解決が難しい課題を抱えている、ということがわかりました。

また、当社協とのつながりが薄い団体や、団体同士の連携が不足していることもわかりました。

そのため、福祉関係団体に対してお互いの活動を理解してもらうための取り組みが必要であり、そのうえで、各福祉関係団体の実情に応じた、きめ細かな支援を実施していくことが必要です。

こうしたことから、「福祉関係団体の活動支援」を重点目標に設定します。



現状と課題

【団体ヒアリングから】

* 現状 *

- 補助金の適用範囲や目的は決められていますが、各団体の解釈がさまざまであるため、十分に活用できていないことがあります。
- 各団体はそれぞれの目的のもとに活動していますが、他の団体との交流や連携した取り組みはほとんどないのが現状です。
- 事務が煩雑で役員も高齢化しており、事務手続きが大変という理由で活動が停滞している団体がみられます。
- 団体活動を行う人の固定化や高齢化、男性の不参加やリーダーの不足がみられます。

* 課題 *

- 補助金の適用範囲を明確にして、各団体に周知することが必要です。
- 当社協が各団体の仲介役となり、それぞれの活動内容や連絡先がわかるような取り組みを検討することが必要です。
- 団体事務はその団体で行うことが基本ですが、状況を見て団体事務を支援していくことが必要です。
- 地域住民一人ひとりが奉仕の気持ちを養い、福祉への理解が進むよう事業を展開しながら、多くの方に福祉活動に参加してもらうことが必要です。

具体的施策

各団体の運営状況、活動状況の把握に努めるとともに、事務的支援や活動に対する支援、活動の広報等を行うほか、活動の活性化に向けた情報提供を行っていきます。



↑ 園児との交流事業の様子

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
運営・活動の把握	継続	○各団体の活動内容を把握します。 ○定期的な会合や連絡会、当社協とのホットライン等の構築を図ります。	新規	・福祉団体活動を把握します。 ・福祉団体への団体ヒアリングを実施します。	・地区単位の活動を把握するため、活動の場へ出向きます。 ・団体ヒアリングを実施します。
運営・活動の支援	継続	○事務的支援や活動に対する支援を行います。 ○活動の広報を実施し、会員の拡大を図ります。 ○いきいきクラブ等の活動を支援します。	継続	・各団体（民生委員児童委員協議会、遺族会、手をつなぐ育成会等）の自主的な活動に向けた支援と、会員の確保を行います。 ・事務負担を軽減するため、事務を簡略化します。（随時）	・事務的支援を行います。（随時） ・各団体の活動広報を実施します。 ・会員の負担を軽減するため、事務様式を簡略化します。 ・いきいきクラブの活動を支援します。
各種研修等の情報の提供	継続	○研修等の情報を提供し参加を促進します。	継続	・研修等の情報提供、参加に対する課題の理解、解決を図ります。（随時）	・団体のリーダー的人材の育成を図るため、研修等の情報提供をし、参加を推進します。 ・参加に対する課題を把握します。



↑ 民生委員児童委員協議会定例会の様子



↑ 障がい者の方との交流事業の様子

基本目標3 共に思いやる支えあいの輪をつくろう



重点目標3 介護サービスの充実

川根本町は高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯が多く、高齢化率は平成26年には44.4%となり、県内で最も高い高齢化率となっています。山間地に集落が点在しているため、隣の家までの距離が遠い世帯もあり、老老介護も大きな課題となっています。こうしたことから、今後は家庭における介護力向上の支援だけでなく、介護保険サービスが隙間なく提供できる事業所としての役割が重要になります。



地域住民へのアンケート調査では、当社協に最も期待することとして、介護保険サービスの充実を図ることが求められています。当社協は、ケアプランの作成、訪問介護、通所介護の指定事業者となっており、地域の高齢者から信頼されるサービスの提供に努めています。

また、平成27年度の介護保険法の改正により、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所の基準が原則、要介護度3以上となります。さらに、国は地域包括ケアシステム※という、「介護」、「医療」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」のサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを求めており、行政と連携して今後の取り組みを強化していくことが求められています。

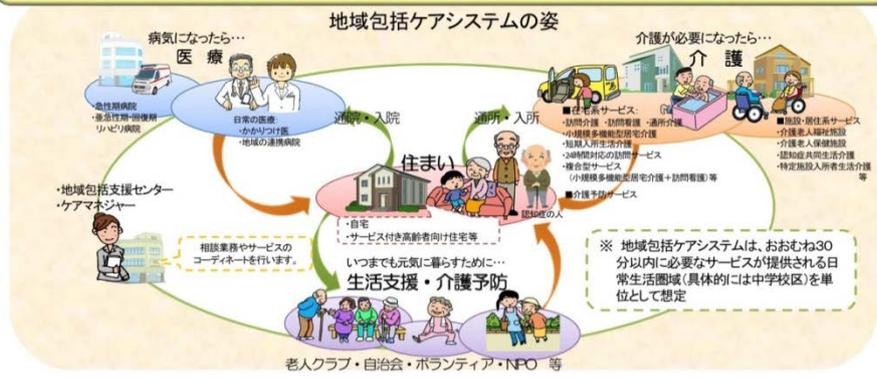
川根本町では、情報ネットワークを活用した取り組みが開始されます。高齢者のための生活サポート、相談、見守りなど、最新の情報機器を活用した新しい支援が期待されます。

こうしたことから、「介護保険居宅（在宅）サービスの充実」を重点目標に設定します。

【地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」】

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えているイメージ

資料：厚生労働省「地域包括ケアシステム」

現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 24時間相談業務が必要な理由として、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の増加により、在宅介護に不安を感じていることが読み取れます。
- 当社協が重点的に実施していくべき取り組みとして、1位が訪問介護で45.1%、2位がデイサービスで43.8%、3位が居宅介護支援で31.7%など、介護保険の居宅サービスの提供が上位を占めています。

* 課題 *

- 介護保険事業は当社協に最も期待されている事業であることから、質の向上を図りながら実施していく必要があります。
- 今後は居宅介護サービスの向上を図っていくことで在宅での介護を可能とし、施設サービスへの移行を抑えるカギになると考えられることから、家族への支援が必要です。

【国の制度・取り組みから】

* 現状 *

- 平成27年度から第6期介護保険事業計画期間が始まり、全国的に団塊の世代が後期高齢者になる2025年（平成37年）を見据えた取り組みが始まります。
- 「介護」、「医療」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」のサービスを一体的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築が始まります。

* 課題 *

- 川根本町は、高齢化率が県下で最も高い地域であり、全国的な優良先進事例となるよう、介護保険法に基づき、介護保険サービス提供事業者として、サービスの質や量を確保していく必要があります。
- 地域包括支援センターなどの関係機関とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組む必要があります。



↑カイロプラクターによる個別機能訓練の様子



↑介護者懇談会での交流の様子



↑訪問介護の生活支援の様子

具体的施策

町内の主要介護保険サービス提供事業所として、サービスの質の向上や職員の確保・育成を進めます。また、行政が実施する地域包括ケアシステムの構築に協力していきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
介護保険サービスの質の向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で安心なサービスを提供します。 ○介護保険サービス向上のための研修に参加します。 ○個人資格の取得を促進します。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心なサービスを提供するため、危機管理を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な給食を提供します。 ・感染症の予防対策を推進します。 ・介護ケアの安全対策を推進します。 ・防災対策を推進します。 ・安全運転教育を実施します。
			新規	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援体制の構築に向けた検討会を実施します。
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づき、個人スキルにあわせた研修会への参加を継続して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人スキルにあわせた年間研修スケジュールを作成し、実施します。
介護職員の確保・育成	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員を確保します。 ○資格を取得しやすい環境づくりを進めます。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ハローワーク、インターネットを活用し、介護職員の募集を実施します。（随時） ・資格取得にかかる勤怠面の支援など、臨時職員や新任職員のための支援を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ハローワーク、インターネットを活用し、介護職員の募集を実施します。（随時） ・資格取得のための国、県等の制度を活用します。
適正な介護保険事業の運営	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○法令を遵守した事業運営を実施します。 ○法令を遵守するための運営管理体制を構築します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・業務適正化のための内部チェック体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部チェック体制を構築するために検討会を実施します（年2回）
			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・県福祉指導課や町福祉課との情報交換を実施します。（随時） ・法令遵守の研修会に参加し、当社協内の勉強会につなげます。（年2回以上） ・苦情を解決し、サービスの向上につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県福祉指導課や町福祉課との情報交換を実施します。（随時） ・法令遵守の研修会に参加し、当社協内の勉強会につなげます。（年2回以上） ・苦情について、事業所内で共有し、対応を検討します。
家族介護支援の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○当社協の介護保険サービス利用者家族を対象とし、介護者の孤独感の緩和と介護負担の軽減を図るため、介護者同士の交流会を開催し、精神面を支援します。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・要望や課題を基に検討会を開催し、充実した懇談会の開催につなげます。（年2回以上） ・利用者および家族を対象としたアンケートを実施し、サービスの質の向上につなげます。（年2回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者懇談会を実施し、介護者からの相談を受け、精神的な負担を軽減します。（年2回） ・介護者からの意見や要望を聞き、サービス向上につなげます。 ・利用者とその家族向けのアンケートを実施します。（年2回以上）
地域包括ケアシステム構築への協力	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関（地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会等）と連携し、地域包括ケアシステムの構築に協力します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・行政で開催する地域ケア会議※に参加し、関係機関との連携を深めます（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政で開催する地域ケア会議に参加します。（随時）

川根本町の障害者手帳所持者は、400人前後で推移していますが、介護保険が優先される65歳以上の人が多くなっています。一方65歳未満の人は、障がい福祉サービスを利用するため、障がいのある人も、その人らしい生活ができるよう支援していくことが必要です。

しかし、町内にはサービス提供事業所が少なく、十分なサービスを受けられない状況にあります。こうした中、当社協では、居宅介護事業と就労継続支援B型事業[※]を展開し、地域の障がいのある方を支援しています。



その他のサービスについては、広域での対応が図られており、身近なところでサービスを受けたいとする声が聞かれることから、対応を検討していくことが必要です。

最近、足の不自由な方が、夜中ベッドから転げ落ちてしまい、自力では戻れないために救助を求めたという事例があります。このようなことから土曜・日曜、夜間の支援体制など近隣の方の協力や見守り体制も求められています。

こうしたことから、「障がい福祉サービスの充実」を重点目標に設定します。

現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 障がいのある方との地域での共生は、できているという意見が41.5%と多いものの、できていないという意見が29.1%で、その差は小さくなっています。
- 障がいのある方が地域で暮らしていくためには、相談できる場や相談できる人、地域での理解が必要との意見が約6割と多くなっています。
- 当社協が重点的に実施していくべき取り組みのうち、障がい福祉分野では、身体障害者福祉会活動支援事業が25.7%、居宅介護事業所業務が25.5%、就労継続支援B型事業所業務が23.2%と上位にあげられています。

* 課題 *

- 地域住民の障がいに対する理解を深めるとともに、共生という考え方を広く周知していくことが必要です。
- 相談窓口・体制が整備されておらず、PR不足も否めないことから、相談体制、窓口の整備や積極的なPRを進めることが必要です。
- 障がいのある方の声に耳を傾け、制度の変更に対応しながら、必要な事業を展開していくことが必要です。

【団体ヒアリングから】

* 現状 *

- 関係団体からグループホーム[※]やショートステイ[※]を実施してほしいと要望が出ています。
- ひきこもりの方へのカウンセリングを実施してほしいと要望が出ています。

* 課題 *

- 財政面や人材面といったサービス供給側の体制と、サービスを利用する可能性のある障がい者のニーズを踏まえて、新しい事業の可能性について検討していくことが必要です。
- ひきこもりだけでなく、生活困窮者も含めて、その人らしい生活が送れるよう、取り組みを検討していくことが必要です。

【国の制度・取り組みから】

* 現状 *

- 平成24年に障害者自立支援法を改正する形で障害者総合支援法が制定され、平成25年には障害者差別解消法の制定、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准されるなど、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しています。

* 課題 *

- 障害者総合支援法に基づき、サービス提供事業所として、居宅介護と就労継続支援B型事業所としての役割を果たしていく必要があります。
- 相談支援事業所との連携により、一人ひとりにあった支援を行う必要があります。

具体的施策

地域活動や地域の行事に積極的に参加して、みどりの丘・みどりの丘えまつの周知を図りながら、事業所の安定運営、利用者の確保、生活・作業面の充実を図り、町内に2か所ある就労継続支援B型事業所、みどりの丘・みどりの丘えまつと、居宅介護事業の運営を行っていきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
就労継続支援B型事業所の安定	継続	○事業運営の安定のために、関係機関（町福祉課、当社協、民生委員児童委員協議会等）との連携を充実させます。	継続	・関係機関（町福祉課、当社協、民生委員児童委員協議会等）との連携を強化し、利用者の確保を図って、経営の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と各関係機関（町福祉課、当社協、民生委員児童委員協議会等）との定期的な情報交換、情報共有の機会を設けます。 ・定期的なケア会議を開催します。（毎月1回） ・通所希望者のニーズ把握（利用者の確保）を行います。（各事業所1～2名）
作業の充実	継続	○下請作業および自主製品の生産等、資源回収の拡大など、仕事量を確保し、利用者工賃の増加につなげます。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・下請作業の充実、新規作業の確保を行います。 ・自主製品の開発、販売機会の拡大をします。 ・資源回収について、地域住民に周知し、実績拡大につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な作業を行い、各企業先の信頼を得ます。 ・新規作業を確保するために、企業等と情報交換を行い、販売機会を拡大します。 ・資源回収を行っていることをPRします。 ・行政と連携をとって仕事の発注、物品の納入等を働きかけます。
生活支援の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○日中活動以外の利用者の把握と協力体制の充実を行います。 ○利用者の能力、体力低下につながらないように、規則正しい生活習慣を支援します。 	新規	・日中活動以外での利用者の受け入れ体制の確保（居場所の確保、見守り、ボランティア等の育成）につなげます。	・日中活動以外の個々の生活支援の場（居場所）を検討し各地域、行政などから情報を集めます。
			継続	・各個人の状況を把握して利用者の支援の見直しをします。	・一人ひとりの生活を今一度、見直して、個々の支援方法を職員で検討します。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
地域活動への参加拡大	継続	○利用者が地域で暮らしていくために、利用者の地域活動への参加を支援します。	新規	・地域住民に障がいに対する理解を深めてもらうための啓発を行います。	・産業文化祭、奥大井ふるさと祭りへの参加を継続します。
			継続	・地域活動への参加を継続的に行い、活動の範囲を拡大します。	・銭太鼓の演奏を活用するなど、日常的に地域活動に参加できる機会の創出を検討します。 ・地域防災訓練への参加を呼び掛けます。 ・各施設を公開し、地域住民に障がい者の生活の場の理解を促進します。
町福祉課、民生委員児童委員協議会、保護者会、手をつなぐ育成会との協力	継続	○利用者の今後の生活を考慮し、B型事業所以外での生活の場を検討します。	継続	・利用者の今後の生活について協議し、協力体制を構築します。 ・見学会を行い、地域における障がい者の理解と周知を図り、地域で支えあう環境づくりを行います。	・継続した学習機会を設け、障がい者本人またはその家族の生活に役立つ制度や事業、取り組みについての勉強会を実施継続します。
居宅介護事業サービスの実施	継続	○障がい者への訪問介護事業の質の向上を図ります。 ○障がい者への生活サポート事業を実施します。(町委託事業)	新規	・研修へ参加し、支援するために必要なスキルアップを図ります。	・必要な研修会へ参加します。(年1回以上)
			継続	・関係機関(町福祉課、当社協内の各グループ等)との連携を図り、利用者のニーズにあわせたサービスを提供します。	・関係機関(町福祉課、当社協内の各グループ等)との連携を図り、利用者のニーズにあわせたサービスを提供します。



↑ 地域行事参加の様子 (産業文化祭・銭太鼓披露)



↑ 下請作業の様子 (ひな人形の玉袖制作)



↑ 回収した資源ゴミ搬出の様子

高齢化率が高い川根本町では、介護を必要としない元気な高齢者を増やしていくことが重要です。ひきこもり、運動機能低下、認知機能低下などにより、介護予防の必要性が高い高齢者は多くなっています。

介護予防は、当社協が地域福祉事業として最優先に実施していかなければならないことと認識しており、生きがい対応型デイサービスセンターの運営や、日常生活機能の維持・向上に向けた取り組みなどを実施してきました。

今後は、サロン活動や居場所づくりの支援活動と連携して、川根本町の介護予防事業の中核を担う事業所として、介護予防に取り組んでいくことが必要です。

また、介護保険事業のうち、平成29年4月までに開始予定の「新しい総合事業」は、要支援1、2の方が利用する訪問介護や通所介護が組み込まれ、要介護認定を受けるおそれのある高齢者への生活支援、健康維持・増進など、幅広い事業の展開が予想され、行政と今後の対応を協議していくことが必要です。特に、地域住民やボランティアが主体となって展開する事業も予定されていることから、当社協のできることを展開していくことが求められています。

こうしたことから、「介護予防サービスの充実」を重点目標に設定します。



現状と課題

【地域住民へのアンケート調査から】

* 現状 *

- 地域の助けあいや福祉活動を進めるために必要なことは、保健・医療機関の充実が45.7%と最も多くなっています。
- 当社協が重点的に実施していくべき地域福祉事業としては、1位が生きがい対応型デイサービスセンター事業で28.7%、2位が福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）で26.6%となっています。

* 課題 *

- 医療・保健機関とのつながりを深めておくことが必要です。
- ニーズの高い事業を継続して実施するとともに、認知度の低い事業でも、地域住民の生活上、必要な事業は多くあると考えられることから、事業評価を基に、継続や統合などの事業編成を行い、わかりやすくPRしていくことが必要です。

【国の制度・取り組みから】

* 現状 *

- 介護保険制度の中で、平成29年4月までに実施することが必要な新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）では、地域住民やNPO*等の参加による通所型サービスの提供が求められています。

* 課題 *

- 行政において円滑に新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が展開できるよう、当社協内の体制構築やボランティアの育成を図っていくことが必要です。

具体的施策

町内3か所で実施している生きがい対応型デイサービスセンターの利用を促進するとともに、平成29年度から実施予定の新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の事業者として、介護予防に取り組んでいきます。

事業名	取組	事業内容	取組	5カ年目標	短期目標
生きがい対応型デイサービスセンター（老人福祉センター憩の家いすみ・高齢者生きがいの郷・高齢者むつみの郷／川根本町委託事業）の継続と拡大	継続	○介護を受ける状態にならないように、生きがいを持ち、健康で自立した生活を続けていけるようにサービスを提供します。	新規	・行政と連携し、専門職による、運動機能低下予防、認知機能低下予防事業、口腔機能向上指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績が少ない登録者に対して、利用を呼びかけます。 ・社協だよりやホームページで活動内容をPRします。 ・内容説明のチラシを作成し、民生委員児童委員協議会やいきいきクラブ、いきいきサロンで周知します。 ・行政と情報交換を行い、事業運営に反映させます。（随時） ・他市町の事業所と情報交換を行い事業運営に反映させます。 ・関連する3施設のプログラムの整合性を図ります。
			継続	・生きがい対応型デイサービスの周知・徹底をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所としての指定を受けるため、行政と協議します。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施のための職員研修に参加します。 ・専門職講師の指導による運動機能プログラムを協働で作成します。
新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施	新規	○介護予防事業の充実を図ります。 ○日常生活支援事業の充実を図ります。	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者向けの介護予防プログラムを提供します。 ・専門職による介護予防事業を展開します。 ・介護職によるサービスを提供し、在宅生活の維持・継続を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所としての指定を受けるため、行政と協議します。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施のための職員研修に参加します。 ・専門職講師の指導による運動機能プログラムを協働で作成します。



↑運動機能低下予防運動の様子（ノルディックウォーク）



↑日常生活支援のための勉強会の様子

∞∞ 第6章 当社協の発展・強化への取り組み ∞∞

∞∞ 第6章 当社協の発展・強化への取り組み ∞∞

社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う団体として、地域住民から信頼され、質の高い福祉サービスを提供していくために、地域住民の皆さまとともに、よりよい地域社会づくりを目指して、その組織と機能のより一層の充実と強化が求められます。また、それらを遂行するための財源（補助金や委託金などの公費や社協会費や共同募金*などの自主財源）を確保し、安定的な法人運営と財政基盤の強化も求められます。

当社協は、平成17年に旧本川根町、旧中川根町の合併による新町誕生と同時に発足しました。これまでに、旧町両社協の運営や体制の統合を図り、発展・強化に努めてきましたが、発足から10年を迎えるなかでさまざまな問題が明らかになり、経営の再建に力を注いできたところです。こうした運営・経営の評価・反省から、第2次地域福祉活動計画を推進するにあたっての課題が見えてきています。その課題に対して、本章では平成27年度からの取り組みを表しました。

取り組みにあたっては、平成27年度に当社協職員と外部からの有識者およびアドバイザーで構成する「運営・経営検討委員会（仮称）」を設置して、推進するものとします。

課題に対しては、当社協独自で対応すべきもの、自治体との協議が必要なもの、また静岡県社会福祉協議会との合意が必要なもの等があるため、適宜柔軟に対応していきます。

1 運営・経営体制の基盤強化

事業名	課題
事業体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○行政からの委託事業形態が、補助金事業形態へ転換することへの事業体制の構築。 （地域福祉事業グループ） ○介護保険法の改定による、要支援1、2対象者の自治体移行に伴う当社協の事業体制の構築。（介護事業グループ） ○障害者自立支援法における日中活動事業*の確保（人と場所）。 ○「みどりの丘・みどりの丘えまつ」の事業所経営の在り方。
職員の意識・意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ジョブローテーション、人事考課制度、目標管理制度、改善提案制度の導入などによる新たな人事管理の構築。
業務効率化・サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信ネットワークの活用と連携した高齢者生活サポート体制の構築。 ○地域包括支援センターとの密接な業務連携。 ○団体の活動支援（補助金管理、諸手続き等）の強化。
諸制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○理事会運営の在り方、理事選任基準の見直し。 ○評議員会運営の在り方、評議員選任基準の見直し。 ○外部監査の導入。 ○基金（財政調整基金）・預金（介護保険運営預金）管理の見直し。 ○給与・賃金・報酬基準の見直し。 ○規程類の見直し。

事業名	課題
第2次地域福祉活動計画の推進	○第2次地域福祉活動計画の進行状況、施策の妥当性の評価検証。
事務局体制の強化	○職員のスキルアップ、接遇マナー、交通マナーの向上。 ○災害ボランティアセンターの運営体制の構築。 ○情報公開体制の整備。 ○各種委員会（ICT*検討委員会、広報委員会等）の活性化。

2 財政基盤の強化

事業名	課題
経費の削減	○電力小売り自由化に伴う購入電力の料金コストや、情報通信技術の活用によるソフト料金コストなど、ビジネス環境の変化に対応した経費の削減。 ○地元の業者の参入を促進することによる経費の削減。
財源の確保	○地域福祉事業における行政からの委託事業形態を補助金事業形態へ転換することによる財源の継続的確保。 ○社協会費、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動に対する地域住民への協力の要請。
事業収入の増加	○サービス提供事業所の加算事業の実施。 ○介護保険事業における、質の高いサービスの提供と利用者数の確保。 ○介護予防事業における、質の高いサービスの提供と利用者数の確保。 ○障がい福祉サービス事業における、質の高いサービスの提供と利用者数の確保。
助成事業の活用	○静岡県共同募金会、静岡県社会福祉協議会等の民間団体からの助成事業の活用。

∞∞ 資料編 ∞∞

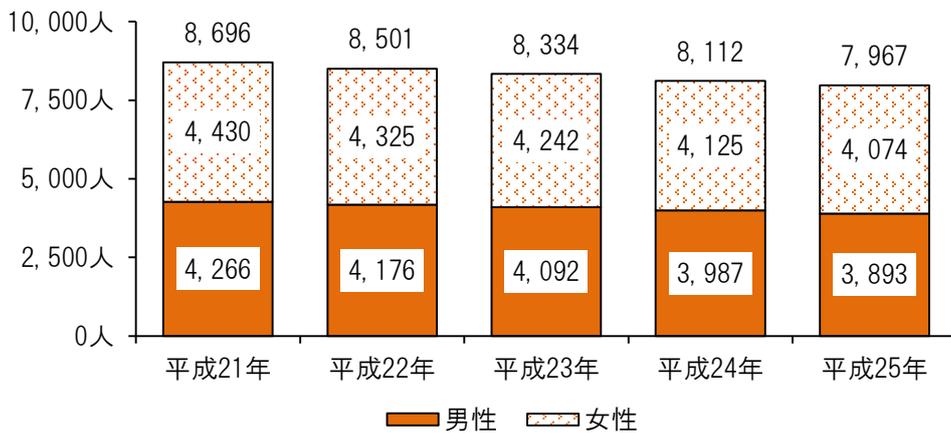
●統計資料（地域を取り巻く現状）

1 総人口・世帯の状況

川根本町の平成25年の人口は7,967人（男性3,893人、女性4,074人）となっており、平成21年から年々減少しています。

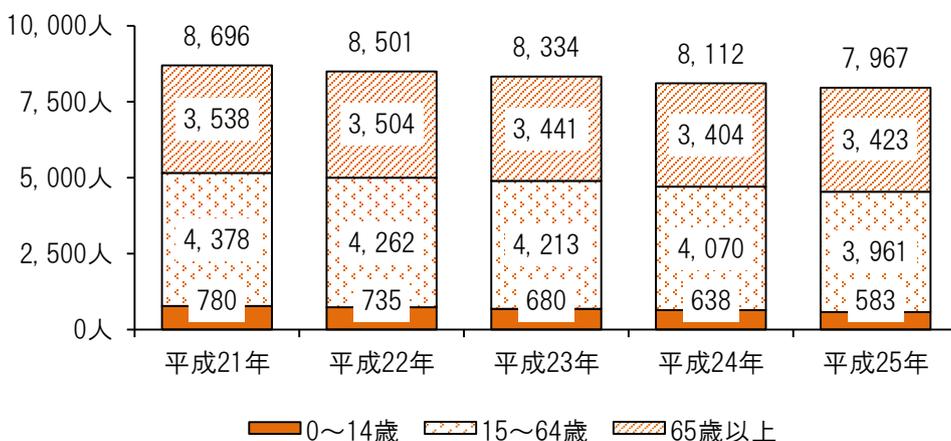
年齢3区分別人口は、いずれの年齢も減少傾向にあります。特に「15～64歳」は、平成21年は4,378人でしたが、平成25年では3,961人と5年間で417人減少しています。

< 総人口・男女別人口の推移 >



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）
※平成25年は外国人を含む。

< 年齢3区分別人口の推移 >



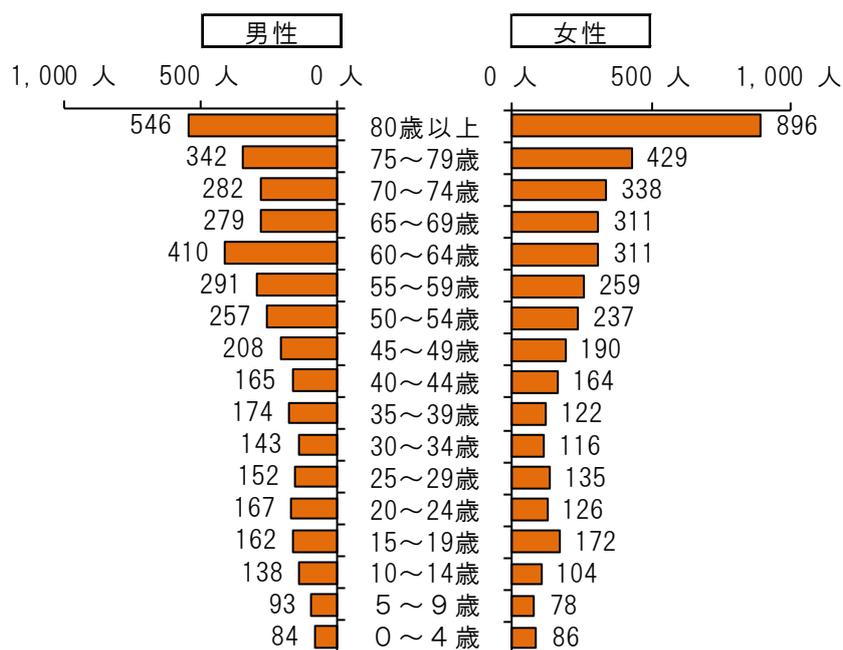
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）
※平成25年は外国人を含む。

人口ピラミッドをみると、男性は「80歳以上」が546人と最も多く、次いで「60～64歳」が410人、「75～79歳」が342人などとなっています。一方、女性は「80歳以上」が896人と最も多く、次いで「75～79歳」が429人、「70～74歳」が338人などとなっています。

世帯数は緩やかに減少しており、平成25年は2,991世帯となっています。

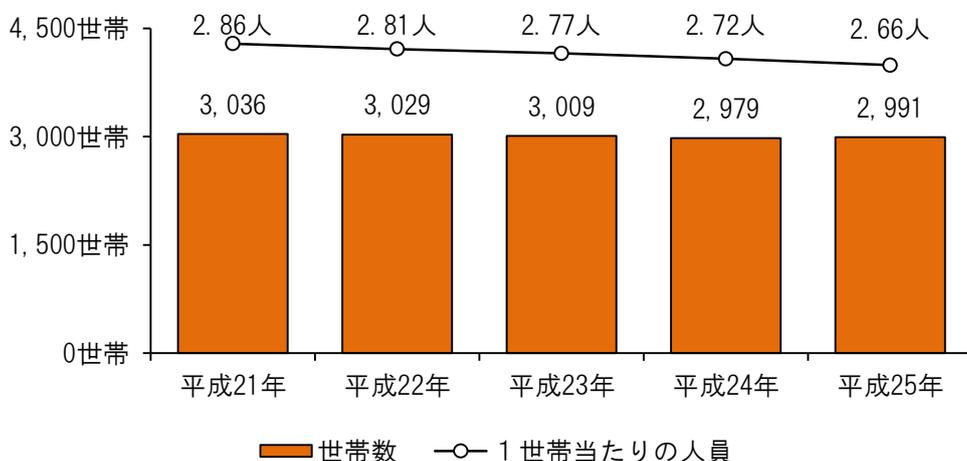
< 人口ピラミッド >

平成 25 年



資料：住民基本台帳（3月末日現在）
※外国人を含む。

< 世帯数の推移 >



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 地区別人口の推移

川根本町の地区別人口は以下の通りになっています。平成25年は、徳山が1,169人と最も多く、次いで藤川が601人、地名が559人、小長井が474人などとなっています。

< 地区別人口の推移 >

単位：(人)

地区名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
藤川	669	651	640	619	601
水川	291	287	279	271	264
尾呂久保	26	26	26	28	33
上長尾	456	453	448	440	432
松尾	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0
高郷	496	482	472	454	437
八中	77	69	69	66	65
梅高	338	339	333	321	332
沼ノ平	2	2	2	2	2
下長尾	336	336	320	308	299
瀬平	212	204	195	190	182
久保尾	256	240	231	220	215
久野脇	358	360	351	333	323
地名	579	579	569	558	559
下泉	296	287	276	277	268
壺町河内	61	55	54	51	49
田野口	227	218	214	212	212
徳山	1,222	1,198	1,175	1,163	1,169
接岨	84	80	79	76	76
大間	67	69	66	66	60
奥泉	215	215	211	209	213
大谷	42	41	41	38	38
沢間	101	100	99	95	91
桑野山	131	119	126	125	121
平栗	32	33	32	31	31
寺馬	173	173	175	174	165
千頭西	168	168	166	148	150
千頭東	333	324	318	312	309
小長井	547	524	519	493	474
上岸	110	105	100	97	99
前山	39	41	39	37	37
田代	213	205	198	195	184
柳三	41	39	40	41	38
崎平	243	234	227	219	210
青部	168	163	165	162	151
坂京	63	58	56	59	57
洗富小幡	24	24	23	22	21
総数	8,696	8,501	8,334	8,112	7,967

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）
※平成25年は外国人を含む。

3 人口動態

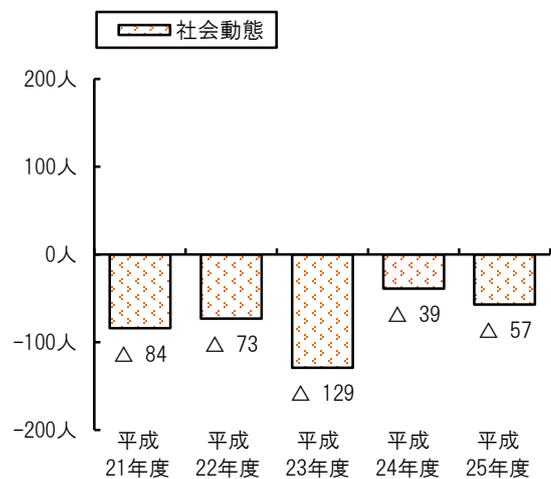
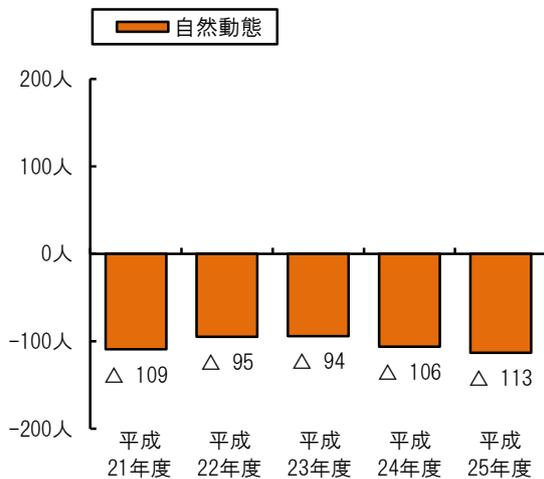
平成25年度の自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回り、113人減少しています。社会動態は、転出数が転入数を上回り、57人減少しています。

< 自然動態、社会動態 >

単位：(人)

	自然動態			社会動態			増減
	出生	死亡	増減①	転入	転出	増減②	(①+②)
平成21年度	31	140	△109	159	243	△ 84	△193
平成22年度	39	134	△ 95	143	216	△ 73	△168
平成23年度	40	134	△ 94	121	250	△129	△223
平成24年度	33	139	△106	224	263	△ 39	△145
平成25年度	28	141	△113	182	239	△ 57	△170

資料：生活健康課、住民基本台帳
 ※平成24年度以降は外国人を含む。



4 子どもの状況

保育園の園児数は、平成25年度は119人となっています。幼稚園児数は、19人となっています。小学校の児童数は、年々減少傾向にあり、平成25年では219人（男子118人、女子101人）となっています。中学校の生徒数は、平成25年は151人（男子90人、女子61人）となっています。

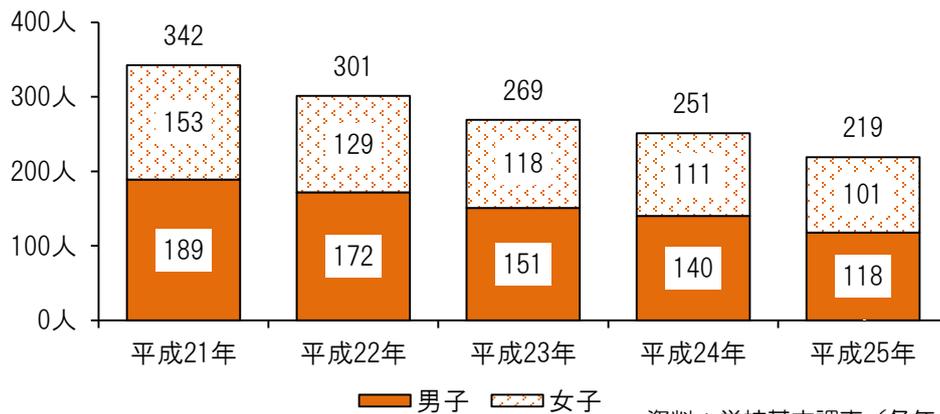
< 幼稚園・保育園児の推移 >

単位：(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育園	124	117	118	110	119
幼稚園	21	21	17	15	19

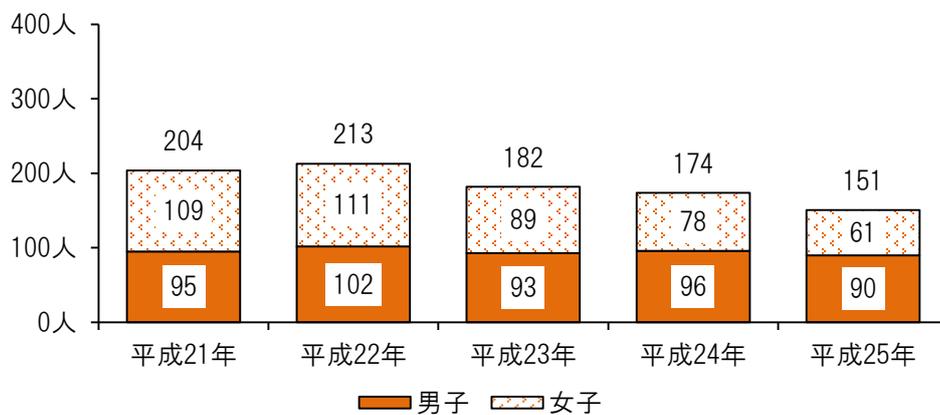
資料：各課資料（各年4月1日現在）

< 小学校児童数の推移 >



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

< 中学校生徒数の推移 >



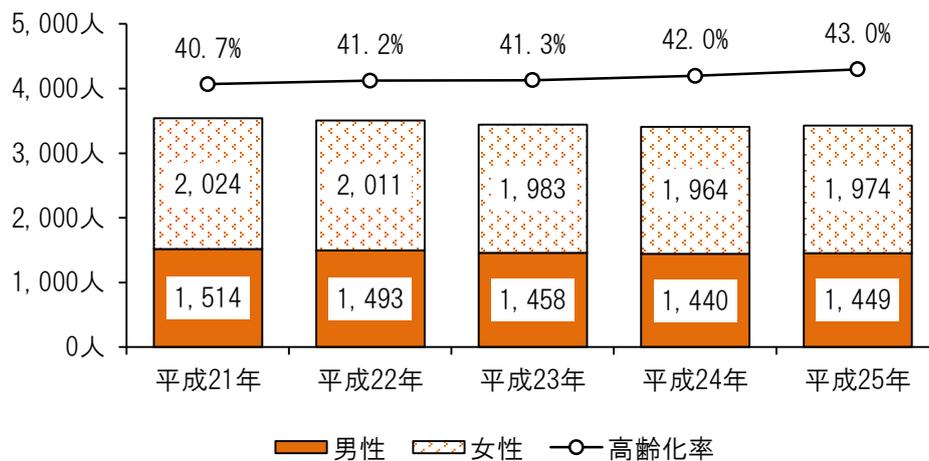
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 高齢者の状況

65歳以上の人口は、平成25年は男性が1,449人、女性が1,974人となっています。高齢化率は年々上がっており、平成25年は43.0%となっています。

65歳以上の高齢者のいる世帯は、「ひとり暮らし世帯」が平成25年は501世帯と増加傾向にあります。

＜ 65歳以上の人口・高齢化率の推移 ＞



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）
※平成25年は外国人を含む。

＜ 65歳以上の高齢者のいる世帯の状況 ＞

単位：(人)

	総世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯			
		子ども等との同居世帯	ひとり暮らし世帯	夫婦のみの世帯	その他高齢者のみ世帯
平成21年	3,036	2,295	1,273	496	44
平成22年	3,029	2,251	1,260	498	52
平成23年	3,009	2,229	1,224	488	50
平成24年	2,979	2,208	1,207	480	48
平成25年	2,991	2,210	1,181	474	54

資料：住民基本台帳（各年3月末日）、高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

6 要介護認定者の状況

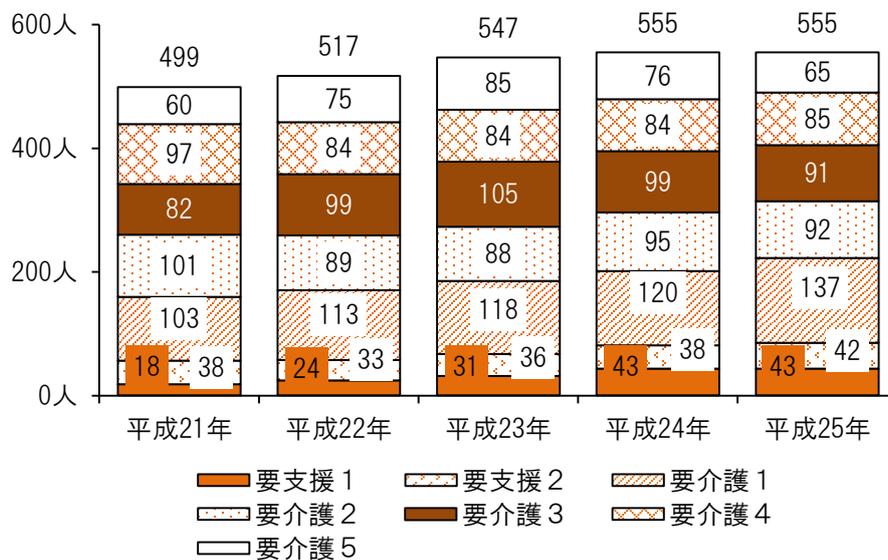
要介護認定者の状況は、「要支援1」から「要介護1」までが増加傾向にあります。

< 要介護認定者の状況 >

単位：(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	18	24	31	43	43
要支援2	38	33	36	38	42
要介護1	103	113	118	120	137
要介護2	101	89	88	95	92
要介護3	82	99	105	99	91
要介護4	97	84	84	84	85
要介護5	60	75	85	76	65
総数	499	517	547	555	555

資料：介護保険事業報告（各年3月末日現在）



資料：介護保険事業報告（各年3月末日現在）

7 身体障がい者の推移（身体障害者手帳交付状況の推移）

身体障害者手帳交付状況は、平成23年度以降、肢体不自由や内部障がいの方が増加していることもあり、全体に増加傾向にあります。

< 身体障害者手帳交付状況の推移 >

単位：(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
視覚障がい	24	22	20	21	21
聴覚・平衡機能障がい	25	24	21	21	23
音声・言語・そしゃく機能 障がい	6	6	7	7	8
肢体不自由	222	226	201	207	221
内部障がい	138	143	130	141	155
手帳交付者合計（18歳未満）	4	4	3	3	2
手帳交付者合計（18歳以上）	411	417	376	394	426
手帳交付者総数	415	421	379	397	428

資料：福祉課（各年3月末日現在）

8 知的障がい者（児）の状況（療育手帳交付状況の推移）

療育手帳交付状況は、60人前後で推移しています。

< 療育手帳交付状況の推移 >

単位：(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
重度	33	33	34	34	34
中軽度	25	27	24	24	28
総数	58	60	58	58	62

資料：福祉課（各年3月末日現在）

9 精神障がい者の状況（精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移）

精神障害者保健福祉手帳交付状況は、30人弱で推移しています。

＜ 保健福祉手帳所持者数の推移 ＞

単位：（人）

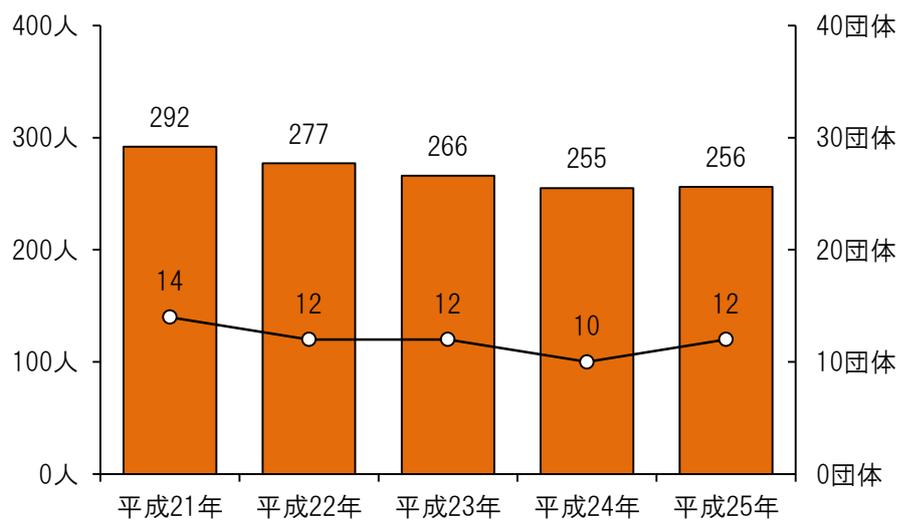
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1級（重度）	4	4	2	2	3
2級（中度）	20	20	18	18	19
3級（軽度）	3	4	3	3	5
総数	27	28	23	23	27

資料：福祉課（各年3月末日現在）

10 ボランティア登録数の推移

ボランティア登録人員は、平成23年以降、260人前後で推移しています。

＜ ボランティア登録団体および登録人員の推移 ＞



資料：川根本町ボランティア連絡会名簿（各年4月1日現在）

11 いきいきクラブ加入の推移

いきいきクラブ会員数は、平成23年の1,772人をピークに減少しており、平成25年では1,409人（加入率34%）となっています。

< いきいきクラブ加入の推移 >

単位：(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
クラブ数（クラブ）	32	32	32	28	23
会員数	1,735	1,763	1,772	1,645	1,409
60歳以上人口	4,174	4,160	4,191	4,181	4,144
加入率	41.6%	42.4%	42.3%	39.3%	34.0%

資料：福祉課（各年4月1日現在）

12 民生委員児童委員の推移

民生委員児童委員による相談件数は、平成24年度は1,080件でしたが平成25年度は861件となっています。

民生委員児童委員数は、平成25年度は38人（男性13人、女性25人）、1人あたり担当世帯数は78.7件となっています。

< 民生委員児童委員の推移 >

単位：(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
民生委員児童委員による相談件数（件）	798	750	823	1,080	861
民生委員児童委員数	37	37	38	38	38
男性委員数	19	19	13	13	13
女性委員数	18	18	25	25	25
総世帯数（世帯）	3,036	3,029	3,009	2,979	2,991
1人あたり担当世帯数（世帯）	82.1	81.9	79.2	78.4	78.7

資料：福祉課 内部資料（各年4月1日現在）

13 生活保護世帯の状況

被保護世帯数は、平成21年度から15世帯前後で推移しています。

< 生活保護世帯と人数の推移 >

単位：(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
被保護世帯数（世帯）	17	18	11	16	14
被保護人数	18	19	12	18	17

資料：福祉課（各年3月末現在）

14 外国人登録の状況

外国人登録人数は中国が最も多く、平成25年度は48人登録されています。

< 外国人登録人数の推移 >

単位：(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
ブラジル	3	2	1	0	5
米国	2	1	1	2	2
スリランカ	1	0	0	0	0
中国	51	48	42	44	48
朝鮮又は韓国	2	1	1	1	1
タイ	2	2	1	1	1
フィリピン	2	18	28	17	0
英国	0	1	0	0	11
ドイツ	0	0	0	0	0
オーストラリア	0	0	1	0	0
ベトナム	0	0	0	2	4
インド	0	0	0	1	1
総計	63	73	75	68	73

資料：生活健康課（各年12月末日現在）

●アンケートの概要

1 調査目的

第1次地域福祉活動計画を見直し、「第2次地域福祉活動計画」策定の基礎資料を得るために、20歳以上の地域住民を対象としたアンケート調査と、中学生・高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

2 調査の設計

	「地域福祉」に関する住民アンケート調査	福祉についてのアンケート調査 〈中学生・高校生〉
調査対象	川根本町在住の20歳以上無作為 1,000人	川根本町在住の中学生・高校生 105人
調査方法	郵送配付・郵送回収	施設配付・施設回収
調査期間	平成26年6月19日（木）～平成26年7月7日（月）	
調査機関	(株)サーベイリサーチセンター静岡事務所	

3 回収結果

回収結果は以下のとおり。

	配布・ 発送数	回収数	回収率	有効数	有効 回収率
「地域福祉」に関する 住民アンケート調査	1,000	470	47%	470	47%
福祉についてのアンケート調査 〈中学生・高校生〉	105	104	99%	104	99%

4 調査項目

「地域福祉」に関する住民アンケート調査	福祉についてのアンケート調査 〈中学生・高校生〉
1 あなた自身について	1 あなたご自身のことについて
2 地域生活に関することについて	2 町の印象について
3 福祉サービスに対する意識について	3 学校での生活について
4 福祉施策に関することについて	4 学校以外での生活について
5 ボランティア活動などに関することについて	
6 災害時に関することについて	
7 川根本町社会福祉協議会について	
8 自由意見	

5 調査結果の活用

調査票は当社協職員が立案したほか、調査結果も当社協職員による詳細な分析を行い、十分な時間をかけて現状や課題を明らかにして第2次地域福祉活動計画に活用しています。

●第1次地域福祉活動計画の評価

1 全体評価

平成21年3月に策定した「第1次地域福祉活動計画」は、計画に沿った取り組みや毎年の評価や検証を行ってきませんでした。「第2次地域福祉活動計画」の策定にあたり評価を行ったところ、153項目のうちA（計画通りに実施した）が53、B（計画の一部を実施した）が66、C（検討のみもしくは未実施）が34という結果になりました。「第2次地域福祉活動計画」ではこの反省を活かし、計画を活動・経営の指針としています。

【事業評価】→ A（計画通りに実施した）、B（計画の一部を実施した）、C（検討のみもしくは未実施）

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価	
重点目標Ⅰ 助け合いと暮らしやすい地域づくりの推進	I-1 近隣住民の見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進	小地域見守りネットワークづくりの推進	1 区（自治会）単位でのネットワークづくりの検討・実施	C	
			2 小地域見守りネットワークに参加する方への研修会の実施	B	
	I-2 地域の子育て支援活動の推進	町内児童遊園地の整備	1 町内児童遊園地の点検	B	
			2 修繕費・新規遊具購入費の助成	A	
			3 本事業の認知度を高めるPRの実施	B	
	I-3 高齢者の生きがい支援の充実	ふれあい・いきいきサロンの推進	1 各地区への説明会の実施	A	
			2 サロン活動を支えるボランティアの育成	A	
			3 活動プログラムの提供	A	
			4 活動に対する助成	A	
		友愛訪問活動への支援	1 民生委員・単位老人クラブへの情報提供	B	
			2 訪問先の調整	A	
			寝たきり・認知症高齢者への訪問活動	1 訪問対象者の決定	C
			2 定期的な訪問の調整	A	
	竹製品共同製作事業の充実	独居高齢者遠足事業	1 仕事量確保と運営の安定	B	
			1 事業継続必要性の検討	C	
	I-4 当事者の組織化と福祉関係団体への支援	介護家族の会の組織化	1 介護者の集い参加者の組織化	C	
			福祉関係団体の自立的運営の支援	1 情報提供・連絡調整の実施	A
				2 幹部への活動・運営方法の研修の実施	A
	3 各団体のPR・会員拡大支援	B			
	I-5 地域生活支援の推進	民生委員児童委員活動の強化	1 相談・援助に対する実践的な研修の実施	A	
2 民生委員・児童委員活動のPR			A		
ひとり親家庭への支援		1 小学校入学児童中学校卒業生徒激励慰問事業の見直しと福祉ニーズの把握	B		
		地域生活を継続するための経済的支援の促進	1 各種貸付制度のPRの実施	B	
2 各種貸付制度のニーズの把握			B		
1 パンフレット作成と社協だよりへの定期的な記事の掲載			B		
日常生活自立支援事業の推進		日常生活自立支援事業の推進	2 相談体制の整備と関係機関・団体の連携・協力体制の強化	B	

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価
ロ ボランティア活動への参加の促進	Ⅱ-1 ボランティア活動の場づくり	登録ボランティア制度の強化	1 登録用紙付きのパフレットの配布	B
			2 ホームページから登録できる仕組みの開発	C
	Ⅱ-2 ボランティアの情報提供・広報啓発・情報交換の充実	ボランティアの情報提供・広報啓発の充実	1 ボランティア情報誌の発行	C
			2 ホームページの開設	A
		ボランティアの情報交換・交流の場の提供	1 川根本町ボランティア連絡会の設立	B
			2 ボランティアビューローの整備と利用の促進	C
	Ⅱ-3 ボランティアの養成	ボランティア講習会の実施	1 企画段階からのボランティアの参加	C
			2 初心者向けボランティア講座の開催	B
		個別事業別のボランティア養成の実施	1 サロン活動をささえるボランティアの育成	A
	2 配食サービスをささえるボランティアの育成		A	
	3 在宅介護者をささえるボランティアの育成		B	
	Ⅱ-4 ボランティアセンター機能の構築	ボランティアの相談・連絡・調整・斡旋機能の強化	1 事業実施のための財源の確保	A
			2 災害ボランティアの受け入れ体制の整備（マニュアル化）	B
			3 市民活動センター機能の調査・研究	B
			4 ボランティア、関係機関・団体とのネットワークの構築	A
		ボランティア保険の加入促進	1 保険金の助成	A
2 ボランティア保険の広告掲載	A			
ハ 高める福祉の理解と関心を高める福祉教育の推進	Ⅲ-1 福祉への理解と知識を深めるための福祉教育の推進	町社会福祉大会の開催	1 町社会福祉大会の開催（3年に1回）	A
	Ⅲ-2 学校・地域・家庭が一体となった福祉教育の推進	福祉教育実践校の育成	1 学校との定期的な連絡会の開催	B
			2 学校教員への情報・実践方法の提供	A
			3 天竜厚生会福祉体験学習事業の効果的な実施	A
	PTAや地域住民が参加できる福祉教育プログラムの開発	1 年間を通じたプログラムの開発・提案	B	
2 現在、開催している交流事業の他に、三世交代交流事業を開催		B		
ニ 福祉の情報提供・相談・ニーズ把握体制の構築	Ⅳ-1 福祉の情報提供の充実	かわねほんちょう社協だよりの充実	1 年4回発行のスケジュール管理の徹底	B
			2 毎号の編集会議の開催	B
		社協の広報・事業紹介パンフレットの配布	1 配布機会の拡大	A
			2 内容の見直し	B
	インターネットを活用した情報提供体制の構築	1 インターネットの活用・利用促進のための検討	B	
		2 社協ホームページの検討と立ち上げ	A	
		3 住民参加のホームページの運営	C	
	Ⅳ-2 総合相談体制の確立	福祉相談事業の機能強化	1 地区福祉懇談会やふれあい・いきいきサロンとの共催により実施	C
			2 自治会等要請に応じて実施	C
	在宅介護支援センターでの相談体制の強化		1 情報の共有と問題解決、援助技術の向上	B
		2 よろず相談員、福祉総合相談員の援助技術の向上	B	
		3 PRの実施	A	
	Ⅳ-3 住民の福祉ニーズの把握	地区福祉懇談会の開催	1 職員の資格取得の推進	C
2 研修会への派遣と情報の収集			B	
住民の福祉ニーズ調査の実施		3 訪問相談活動の充実	B	
		1 全地区対象で開催	C	
高齢者実態把握調査の実施		1 町実施時に協力	B	
1 一人暮らし・高齢者のみ世帯の訪問調査の実施	B			
2 実態把握調査票の整備	B			

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価
Ⅴ 福祉サービスの充実	V-1 介護予防・生活支援サービスの充実	食の自立支援事業（在宅高齢者配食サービス事業）の充実	1 利用回数の拡大・献立・利用制限の緩和等改善の要望	C
		軽度生活援助事業の充実	1 PRの実施	B
			2 在宅介護支援センターの協力によるニーズの把握	B
			3 介護保険制度の利用が必要な方への申請の勧奨	C
		生きがい対応型デイサービスセンター運営事業の充実	1 趣味性の高いプログラムの開発	A
			2 高齢者生きがいの郷、高齢者むつみの郷の給食完全実施の検討	A
		介護予防事業の充実	1 地区巡回型転倒予防教室の実施	B
			2 地区巡回型認知症予防教室の実施	B
			3 一般住民・家族介護者向け家庭介護教室の実施	B
			4 介護予防事業の年間日程表の配布	B
	5 本事業の効果測定の実施		B	
	家族介護者交流事業（元気回復事業）の充実	1 要介護者のサービス調整による介護者の参加促進	B	
		2 企画段階からの介護者の参加	B	
	V-2 介護保険サービス及び介護予防サービスの充実	居宅介護支援サービスの充実	1 介護支援専門員の増員	A
			2 介護支援専門員資格取得の推進	A
			3 他の居宅介護支援事業所やサービス提供施設との連携による必要サービスの確保	A
			4 介護支援専門員の各種研修会への派遣	A
		訪問介護・介護予防訪問介護サービスの充実	1 休日や早朝・夜間のニーズ調査の実施	A
			2 登録ヘルパーの確保	A
			3 職員の各種研修会への派遣	B
		通所介護・介護予防通所介護サービスの充実	1 必要な職員の確保	B
			2 職員の各種研修会への派遣	B
		訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービスの充実	3 個別ケアサービス計画の作成	B
	1 看護師等必要な職員の確保		B	
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスの充実	2 職員の各種研修会への派遣	B	
		3 PRによる利用者の拡大	C	
	V-3 障害者福祉サービスの充実	就労継続支援B型事業所 みのりの丘・みのりの丘えまつの充実	4 サービス提供回数の増加	C
			1 介護保険サービス利用者への十分な説明	C
1 事業所の入所希望者のニーズ把握と受け入れ			A	
2 必要に応じた定員の増員			C	
3 下請作業・自主製品生産等仕事量の確保と運営の安定			B	
4 就労支援・就職先の開拓			C	
5 利用者の地域活動への参加支援			B	
6 運営委員会の単独開催			C	
7 保護者会の自主的活動への支援と作業所運営との協働体制への構築			B	
8 作業環境・備品・車両等の整備		A		
9 就労継続支援B型事業所の開始と内容の充実		B		
居宅介護事業等の充実		1 居宅介護事業の充実	B	
		2 各種研修会への派遣	C	
地域生活支援事業の充実	3 行動援護事業、相談支援事業の実施検討	C		
	1 生活サポート事業の充実	C		
V-4 ケアマネジメント体制の強化	関係機関・団体との連携強化	2 訪問入浴サービス事業の充実	B	
		1 地域包括支援センターとの情報の共有化	A	
	ケース検討会・研究会の充実	1 援助困難ケースの事例検討会の開催	A	
		2 定期的な事例検討会の開催	B	
	高齢者サービス調整チームの充実	1 町地域サービス担当者会議への参加	B	
		2 電子メール、メーリングリスト等迅速な連絡体制の整備	B	

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価	
社協 発展・強化計画	発展・強化目標Ⅰ 社協運営・経営体制の 基盤強化	理事会・評議員会の機能強化	1 事業分野ごとの担当理事制、部会・委員会の導入と責任体制の強化	C	
			2 年1回、理事・評議員への研修の実施	C	
		地域福祉活動計画の策定	1 5年計画で策定	C	
			指定管理者制度による町施設の指定管理の強化	1 本川根福祉センターの管理効率化	A
				2 老人福祉センター憩の家いすみの管理効率化	C
				3 高齢者生きがいの郷の管理効率化	A
				4 高齢者むつみの郷の管理効率化	A
				5 みどりの丘・みどりの丘えまつの管理効率化	A
	6 本川根高齢者デイサービスセンターの管理効率化			A	
	7 中川根高齢者デイサービスセンターの管理効率化	A			
	発展・強化目標Ⅱ 財政基盤の強化	特別・賛助会員の拡大	1 一般企業への訪問と特別会員の加入依頼	A	
			2 社協の関わりが深い人への賛助会員の加入促進	A	
		共同募金・歳末たすけあい運動の充実	1 訪問による法人募金・職域募金の協力依頼の実施	A	
			2 共同募金配分申請受付のPR	A	
			3 歳末たすけあい運動の公平で効果的な配分の検討	A	
		公的財源・民間財源の確保	1 補助・委託事業の必要経費等財源の確保	B	
			2 補助金の対費用効果の向上、PRによる補助金の確保	B	
			3 民間団体助成金や研究費の確保	B	
		寄付金の拡大	1 町民や一般企業への寄付金の協力依頼の実施	A	
			2 寄付金の使途等情報開示の実施	B	
		介護保険等事業経営体制の強化	1 サービス量の確保による財政基盤の安定化	A	
			2 利益率の向上	A	
	発展・強化目標Ⅲ サービス苦情受け付け・苦情解決・個人情報保護体制の構築	苦情受け付け・苦情解決体制の構築	1 サービス利用時に苦情受け付け・解決の方法の説明（口頭・文書）	A	
			2 年1回、サービス利用満足度調査の実施	C	
		第三者委員会の設置とチェック機能の強化	1 第三者委員の設置と苦情解決体制の整備	B	
			2 第三者委員会によるサービス評価の実施	C	
	個人情報保護体制の強化	1 個人情報保護規程による体制強化	A		
	発展・強化目標Ⅳ 事務局体制の強化	職員の専門性の向上（資格取得の推進）	1 職員の資格取得の推進	B	
			職員の処遇の改善（資格手当・介護職員の給与体系）	1 介護職の給与体系の見直し	A
		2 国家資格取得職員への資格手当等支給の検討		B	
		人員配置の適正化	1 人員配置の検討	B	
事務事業の効率化（パソコン研修等）			1 中川根事務所、本川根事務所の事務事業の統合化	B	
		2 各部署への事務量に合ったノートパソコンの配置	B		
		3 職員へのパソコン研修の実施	C		
税務・法人分野の専門家の配置の導入検討		1 公認会計士への委託契約の検討	B		
		2 税理士への委託契約の検討	C		
公益通報者保護制度の構築検討		1 公益通報者保護規程の整備	C		

2 C評価項目の取扱い

「第1次地域福祉活動計画」におけるC評価の34項目については、事業の廃止等の事由を除き、「第2次地域福祉活動計画」に課題を残すものであります。「第2次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、C評価の項目を以下のとおり反映させ、課題解決に努めていきます。

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価	反映の有無
重点目標Ⅰ 助け合いと暮らしやすい地域づくりの推進	I-1 近隣住民の見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進	小地域見守りネットワークづくりの推進	1 区（自治会）単位でのネットワークづくりの検討・実施	C	有
		第2次計画への反映等	顔の見える関係づくり、ネットワークづくりを推進するため、重点目標1「地域生活を支援する事業の充実」に反映させました。		
	I-3 高齢者の生きがい支援の充実	寝たきり・認知症高齢者への訪問活動	1 訪問対象者の決定	C	無
		第2次計画への反映等	第1次計画においては、対象者の選定に一定の基準を設ける計画でありましたが、設定には至りませんでした。今後も支援対象者の選定については、事業ごと関係機関と協議の上、柔軟な対応に努めます。		
		独居高齢者遠足事業	1 事業継続必要性の検討	C	無
		第2次計画への反映等	対象者の選定方の困難さや、実施主体であった在宅介護支援センター事業の廃止などにより第1次計画中に未実施となりました。今後も再開の予定はありません。		
介護家族の会の組織化	1 介護者の集い参加者の組織化	C	無		
第2次計画への反映等	対象者家族に変動がある中、組織化を図る意義も定まりきらなかったため、実現に至りませんでした。組織化については、第2次計画への反映もありませんが、重点目標9において、介護者間の交流に取り組みます。				
Ⅱ ボランティア活動への参加の促進	II-1 ボランティア活動の場づくり	登録ボランティア制度の強化	2 ホームページから登録できる仕組みの開発	C	無
		第2次計画への反映等	インターネット（ホームページ等）を介しての個人情報の取扱いに関しては、管理面等に不安があるため、今後も対面式、紙面での対応を継続します。		
	II-2 ボランティアの情報提供・広報啓発・情報交換の充実	ボランティアの情報提供・広報啓発の充実	1 ボランティア情報誌の発行	C	有
		第2次計画への反映等	ボランティア活動に関する情報提供、活動の啓発については、重点目標4「ボランティアの育成と人材の確保」に反映させました。		
		ボランティアの情報交換・交流の場の提供	2 ボランティアビューローの整備と利用の促進	C	有
		第2次計画への反映等	ボランティア間の交流や相談対応を含め、重点目標4「ボランティアの育成と人材の確保」に反映させました。		
	ボランティアの情報交換・交流の場の提供	3 インターネットを利用した情報交換の場の設置	C	無	
	第2次計画への反映等	ボランティア間の情報交換については、インターネット環境の整備や端末機の整備等に関して実現が難しい状況にあるため、今後も対面式での実施を継続します。			
II-3 ボランティアの養成	ボランティア講習会の実施	1 企画段階からのボランティアの参加	C	有	
	第2次計画への反映等	連絡会等、ボランティアとの情報交換を実施する中で、講座に関する意見や要望の聴取を実施するよう、重点目標4「ボランティアの育成と人材の確保」に反映させました。			
Ⅳ	IV-1 福祉の情報提供の充実	インターネットを活用した情報提供体制の構築	3 住民参加のホームページの運営	C	無
		第2次計画への反映等	ホームページに関しては、公的な情報媒体であるため、運営に関しては、法人内で実施し、情報収集と内容を精査した上で、情報提供をしていきます。		

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価	反映の有無
Ⅳ 福祉の情報提供・相談・ニーズ把握体制の構築	Ⅳ-1 福祉の情報提供の充実	地域へ出張福祉説明会の実施	1 地区福祉懇談会やふれあい・いきいきサロンとの共催により実施	C	有
		第2次計画への反映等	社協事業のPR活動については、重点目標2「情報提供の充実」、重点目標7「福祉教育の充実」に反映させました。		
		地域へ出張福祉説明会の実施	2 自治会等要請に応じて実施	C	有
		第2次計画への反映等	福祉に関する情報提供を出前講座という形でメニュー化し、啓発活動を実施するよう、重点目標7「福祉教育の充実」に反映させました。		
	Ⅳ-2 総合相談体制の確立	在宅介護支援センターでの相談体制の強化	1 職員の資格取得の推進	C	有
		第2次計画への反映等	在宅介護支援センター事業は廃止されていますが、職員の資格取得に向けての支援については、重点目標9「介護保険居宅（在宅）サービスの充実」に反映させました。		
Ⅳ-3 住民の福祉ニーズの把握	地区福祉懇談会の開催	1 全地区対象で開催	C	有	
	第2次計画への反映等	地域福祉事業の根幹となる地域の福祉ニーズを把握するため、重点目標3「福祉ニーズの把握」に反映させました。			
Ⅴ 福祉サービスの充実	Ⅴ-1 介護予防・生活支援サービスの充実	食の自立支援事業（在宅高齢者配食サービス事業）の充実	1 利用回数の拡大・献立・利用制限の緩和等改善の要望	C	無
		第2次計画への反映等	当該事業は、当社協の受託事業でなくなりましたので、第2次計画への反映はありません。		
		軽度生活援助事業の充実	3 介護保険制度の利用が必要な方への申請の勧奨	C	有
		第2次計画への反映等	介護保険制度の利用に関する勧奨、情報提供については、重点目標1「地域生活を支援する事業の充実」、重点目標11「介護予防サービスの充実」に反映させました。		
	Ⅴ-2 介護保険サービス及び介護予防サービスの充実	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービスの充実	3 PRによる利用者の拡大	C	無
		第2次計画への反映等	当該事業は、廃止事業のため、第2次計画への反映はありません。		
		訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービスの充実	4 サービス提供回数の増加	C	無
		第2次計画への反映等	当該事業は、廃止事業のため、第2次計画への反映はありません。		
	Ⅴ-3 障害者福祉サービスの充実	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスの充実	1 介護保険サービス利用者への十分な説明	C	無
		第2次計画への反映等	当該事業は、廃止事業のため、第2次計画への反映はありません。		
		就労継続支援B型事業所みどりの丘・みどりの丘えまつの充実	2 必要に応じた定員の増員	C	有
		第2次計画への反映等	第2次計画においては、利用者数の増員に取り組みますので、重点目標10「障がい福祉サービスの充実」に反映させました。		
	Ⅴ-3 障害者福祉サービスの充実	就労継続支援B型事業所みどりの丘・みどりの丘えまつの充実	4 就労支援・就職先の開拓	C	無
		第2次計画への反映等	第2次計画においては、利用者の高齢化も考慮し、現状の就労継続支援事業での安定的な生活支援に取り組めます。		
就労継続支援B型事業所みどりの丘・みどりの丘えまつの充実		6 運営委員会の単独開催	C	有	
第2次計画への反映等		就労継続支援事業の安定的な運営協議については、重点目標10「障がい福祉サービスの充実」に反映させました。			
居宅介護事業等の充実		2 各種研修会への派遣	C	有	
第2次計画への反映等		障がい者支援に関する研修については、重点目標10「障がい福祉サービスの充実」に反映させました。			

	推進課題	事業名	実施方法	事業評価	反映の有無
△ 福祉サービスの充実	V-3 障害者福祉サービスの充実	居宅介護事業等の充実	3 行動援護事業、相談支援事業の実施検討	C	無
		第2次計画への反映等	事業所としての実施予定はありませんので、第2次計画への反映はありません。		
		地域生活支援事業の充実	1 生活サポート事業の充実	C	有
		第2次計画への反映等	障がい者支援の一環として、生活支援、家事援助を行うよう、重点目標10「障がい福祉サービスの充実」に反映させました。		
社協 発展・強化計画	発展・強化目標Ⅰ 社協運営・経営体制の基盤強化	理事会・評議員会の機能強化	1 事業分野ごとの担当理事制、部会・委員会の導入と責任体制の強化	C	無
		第2次計画への反映等	第6章 1 運営・経営体制の基盤強化において、運営・経営体制の美見直しに取り組みますが、担当理事制等の具体的な反映はありません。		
		理事会・評議員会の機能強化	2 年1回、理事・評議員への研修の実施	C	有
		第2次計画への反映等	役職員を対象に法人内部研修を実施するよう、第6章 1 運営・経営体制の基盤強化に反映させました。		
		地域福祉活動計画の策定	1 5年計画で策定	C	有
		第2次計画への反映等	第2次計画の推進とあわせ、計画の見直し、次回計画に向けた取り組みを行うよう、第6章 1 運営・経営体制の基盤強化に反映させました。		
		指定管理者制度による町施設の指定管理の強化	2 老人福祉センター憩の家いずみの管理効率化	C	無
		第2次計画への反映等	当該事業は、第2次計画に掲載しませんが引き続き検討・実施しています。		
	発展・強化目標Ⅲ サービス苦情受け付け・苦情解決・個人情報保護体制の構築	苦情受け付け・苦情解決体制の構築	2 年1回、サービス利用満足度調査の実施	C	有
		第2次計画への反映等	サービスの向上のため、利用者および家族を対象にアンケートを実施するよう、基本目標9「介護保険居宅（在宅）サービスの充実」に反映させました。		
		第三者委員会の設置とチェック機能の強化	2 第三者委員会によるサービス評価の実施	C	無
		第2次計画への反映等	当該事業は、第2次計画に掲載しませんが引き続き検討・実施しています。		
	発展・強化目標Ⅳ 事務局体制の強化	事務事業の効率化（パソコン研修等）	3 職員へのパソコン研修の実施	C	無
		第2次計画への反映等	パソコン操作については、職員間で相互に教え合いながらスキル向上に努めますので、第2次計画には反映させません。		
		税務・法人分野の専門家の配置の導入検討	2 税理士への委託契約の検討	C	無
		第2次計画への反映等	税務上の業務委託については、現状として予定されておりませんので、第2次計画への反映はありません。		
公益通報者保護制度の構築検討		1 公益通報者保護規程の整備	C	有	
第2次計画への反映等		規程の整備などについては、第6章 1 運営・経営体制の基盤強化に反映させました。			

●川根本町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 川根本町における地域福祉活動を、川根本町社会福祉協議会が計画的且つ効果的に推進していくために、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画案について意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項を協議すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者をもって構成し、川根本町社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 各種福祉団体の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関
- (4) 教育関係の代表者
- (5) その他川根本町社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。但し、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(報酬)

第6条 委員が、委員会及び各種関係会議(理事会、評議員会等)に出席したときの報酬は、1日6,500円とする。

(関係者の出席要請)

第7条 委員会が特に必要と定めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、川根本町社会福祉協議会事務局に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日より施行する。

この要綱は、平成26年7月18日より施行する。

●用語解説

【あ行】	
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。ITに代わる言葉として行政機関などで用いられている。
居場所	誰でも気軽に集うことができる地域の憩いの場で、自己存在感や充実感を感じられる場所のこと。
SNS	「Social Networking Service」の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供し、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。フェイスブックやツイッターなどもSNSサービスの一種。
NPO	「Non Profit Organization」の略で、「民間非営利組織」のこと。企業が、利益を得て配当することを目的とする組織であるのに対し、NPOは利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる、社会的な使命を達成することを目的にした組織であると言える。
お達者度	お達者度とは、65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出したもので、県内市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに、生命表を用いて静岡県が算出したもの。
【か行】	
介護保険法	加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの介護保険制度の詳細を定めた法律のこと。
介護支援専門員	介護保険の要介護（要支援）認定を受けた人などから相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村、事業者、施設などとの連絡調整を行う人のこと。（ケアマネジャー）
協働	行政と地域住民や事業者等、地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のために、お互いに責任と役割分担を自覚して、対等な関係で協力・連携しながら活動すること。
共同募金	都道府県を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国および地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするもの。
グループホーム	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う障がい福祉サービスの一つ。
更生保護	刑事手続上の身体的拘束を解かれた犯罪前歴者の再犯を防止し、その改善更生と社会復帰のために援助すること。

【さ行】	
災害ボランティアセンター	災害（地震・風水害など）が発生した際に、被災した人たちや地域を支援したり、被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々のことをいいます。具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児を対象にしている。
社会福祉協議会	社会福祉協議会とは、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関の協力を得ながら、『福祉のまちづくり』をめざす民間の組織。社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的役割を担っている。通称「社協」。
社会を明るくする運動	犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動のこと。
就労継続支援B型事業	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指す。
小地域	概ね小学校区を小地域と呼ぶが、この計画では、もっと小さな集落単位の地域も小地域と呼ぶ。
ショートステイ	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う障がい福祉サービスの一つ。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置される。平成27年4月施行。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度。判断能力の状態により、「後見」「保佐」「補助」から成る「法定後見制度」のほか、将来、判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」がある。
【た行】	
地域ケア会議	地域包括支援センターまたは市町村が主催し、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、相談対応や介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う介護予防の中核拠点。

【た行】	
地区懇談会	この計画での地区懇談会は、町内各地区の住民と当社協職員が意見交換を行う会を指す。
デイサービスセンター	介護が必要な状態になっても出来る限り自宅で自立した日常生活を送れるよう、体調管理や日常生活援助を行うとともに、食事やレクリエーションなどのプログラムを提供する施設のこと。介護保険の対象となる通所介護施設や介護保険の対象とならない生きがい対応型デイサービスセンターがある。
【な行】	
日常生活自立支援事業	高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力に不安のある人の権利擁護を目的に、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように福祉サービスや介護保険サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理等の援助を行う。
日中活動事業	障害者総合支援法に基づく日中活動事業では、日中、食事や入浴、排泄の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するほか、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
【は行】	
バリアフリー	建物や道路等の段差の解消、手すりやスロープ、エレベーターの設置など、誰もが利用しやすいように「バリア（障壁）」をなくすこと。また、このような設備面だけでなく、例えば障がいのある人に対する偏見をなくしたり（「心のバリアフリー」）、社会的な制度を改善したり、あらゆる面での障壁をなくすことが必要。
ボランティア	自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人のことを指す。
【ま行】	
民生委員児童委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において地域住民の社会福祉に関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に沿って活動する。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。
見守りネットワーク	地域の見守りが必要な高齢者世帯等への見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進める。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	年齢・性別・国籍・障がいの有無など人々が持つさまざまな違いを越えて誰もが利用しやすいように配慮して計画・設計することや、そのような配慮がされたデザインのこと。障壁を取り除く「バリアフリー」に対して、はじめから障壁をつくらないようにするのが「ユニバーサルデザイン」といえる。
【ら行】	
老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。高齢の妻が夫の介護を、高齢の息子が母の介護をするケースなどがある。